

行

（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																																						
目次	目次																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第一章 総則（第一条・第二条）</td> <td style="width: 10%;">第一章 総則（第一条・第二条）</td> </tr> <tr> <td>第二章・第三章（略）</td> <td>第二章・第三章（略）</td> </tr> <tr> <td>第四章 給付</td> <td>第四章 給付</td> </tr> <tr> <td>第一節（略）</td> <td>第一節（略）</td> </tr> <tr> <td>第二節 短期給付</td> <td>第二節 短期給付</td> </tr> <tr> <td>第一款 通則（第五十一条～第五十三条の八）</td> <td>第一款 通則（第五十一条～第五十三条）</td> </tr> <tr> <td>第二款～第四款（略）</td> <td>第二款～第四款（略）</td> </tr> <tr> <td>第三節 長期給付（第七十二条～第九十三条）</td> <td>第三節 長期給付</td> </tr> <tr> <td>第一款 通則（第七十二条～第七十五条）</td> <td>第一款 通則（第七十二条～第七十五条）</td> </tr> <tr> <td>第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）</td> <td>第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）</td> </tr> <tr> <td>第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の七）</td> <td>第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）</td> </tr> <tr> <td>第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）</td> <td>第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）</td> </tr> <tr> <td>第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十一）</td> <td>第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）</td> </tr> <tr> <td>第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三～第九十三条の十七）</td> <td>第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三～第九十三条の十七）</td> </tr> </table>	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第二章・第三章（略）	第二章・第三章（略）	第四章 給付	第四章 給付	第一節（略）	第一節（略）	第二節 短期給付	第二節 短期給付	第一款 通則（第五十一条～第五十三条の八）	第一款 通則（第五十一条～第五十三条）	第二款～第四款（略）	第二款～第四款（略）	第三節 長期給付（第七十二条～第九十三条）	第三節 長期給付	第一款 通則（第七十二条～第七十五条）	第一款 通則（第七十二条～第七十五条）	第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）	第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）	第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の七）	第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）	第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）	第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）	第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十一）	第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）	第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三～第九十三条の十七）	第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三～第九十三条の十七）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第一章 総則（第一条・第二条）</td> <td style="width: 10%;">第一章 総則（第一条・第二条）</td> </tr> <tr> <td>第二章・第三章（略）</td> <td>第二章・第三章（略）</td> </tr> <tr> <td>第四章 給付</td> <td>第四章 給付</td> </tr> <tr> <td>第一節（略）</td> <td>第一節（略）</td> </tr> <tr> <td>第二節 短期給付</td> <td>第二節 短期給付</td> </tr> <tr> <td>第一款 通則（第五十一条～第五十三条）</td> <td>第一款 通則（第五十一条～第五十三条）</td> </tr> <tr> <td>第二款～第四款（略）</td> <td>第二款～第四款（略）</td> </tr> <tr> <td>第三節 長期給付</td> <td>第三節 長期給付</td> </tr> <tr> <td>第一款 通則（第七十二条～第七十五条）</td> <td>第一款 通則（第七十二条～第七十五条）</td> </tr> <tr> <td>第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）</td> <td>第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）</td> </tr> <tr> <td>第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）</td> <td>第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）</td> </tr> <tr> <td>第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）</td> <td>第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）</td> </tr> <tr> <td>第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）</td> <td>第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）</td> </tr> </table>	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第二章・第三章（略）	第二章・第三章（略）	第四章 給付	第四章 給付	第一節（略）	第一節（略）	第二節 短期給付	第二節 短期給付	第一款 通則（第五十一条～第五十三条）	第一款 通則（第五十一条～第五十三条）	第二款～第四款（略）	第二款～第四款（略）	第三節 長期給付	第三節 長期給付	第一款 通則（第七十二条～第七十五条）	第一款 通則（第七十二条～第七十五条）	第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）	第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）	第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）	第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）	第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）	第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）	第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）	第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）																																																						
第二章・第三章（略）	第二章・第三章（略）																																																						
第四章 給付	第四章 給付																																																						
第一節（略）	第一節（略）																																																						
第二節 短期給付	第二節 短期給付																																																						
第一款 通則（第五十一条～第五十三条の八）	第一款 通則（第五十一条～第五十三条）																																																						
第二款～第四款（略）	第二款～第四款（略）																																																						
第三節 長期給付（第七十二条～第九十三条）	第三節 長期給付																																																						
第一款 通則（第七十二条～第七十五条）	第一款 通則（第七十二条～第七十五条）																																																						
第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）	第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）																																																						
第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の七）	第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）																																																						
第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）	第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）																																																						
第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十一）	第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）																																																						
第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三～第九十三条の十七）	第六款 被扶養配偶者である期間についての特例（第九十三条の十三～第九十三条の十七）																																																						
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）																																																						
第二章・第三章（略）	第二章・第三章（略）																																																						
第四章 給付	第四章 給付																																																						
第一節（略）	第一節（略）																																																						
第二節 短期給付	第二節 短期給付																																																						
第一款 通則（第五十一条～第五十三条）	第一款 通則（第五十一条～第五十三条）																																																						
第二款～第四款（略）	第二款～第四款（略）																																																						
第三節 長期給付	第三節 長期給付																																																						
第一款 通則（第七十二条～第七十五条）	第一款 通則（第七十二条～第七十五条）																																																						
第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）	第二款 退職共済年金（第七十六条～第八十条の二）																																																						
第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）	第三款 障害共済年金及び障害一時金（第八十一条～第八十七条の二）																																																						
第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）	第四款 遺族共済年金（第八十八条～第九十三条の四）																																																						
第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）	第五款 離婚等をした場合における特例（第九十三条の五～第九十三条の十七）																																																						

第四節 (略)

第五章 第九章 (略)

附則

第四節 (略)

第五章 第九章 (略)

附則

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講じられなければならない。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないもののを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ・ハ (略)

三〇七 (略)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないもののを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。

イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ・ハ (略)

三〇七 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する程度の障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡あつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の者によつて生計を維持していたものとみなす。

(設立及び業務)

第三条 (略)

2 (略)

3 組合は、第五十一条第一項各号に掲げる短期給付、第七十二条第一項に規定する長期給付及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉事業を行うものとする。

4 組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、厚生年金保険法第八十四条の四第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金拠出金」という。）並びに国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行

2 (略)

3 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十一条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

(設立及び業務)

第三条 (略)

2 (略)

3 組合は、第五十一条第一項各号に掲げる短期給付、第七十二条第一項各号に掲げる長期給付及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉事業を行うものとする。

4 組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）並びに国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。

う。

5 (略)

(定款)

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一～五 (略)

六 紹介及び掛金に関する事項

七～九 (略)

2～4 (略)

(秘密保持義務)

第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、組合の事業に関して職務上知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(設立及び業務)

第二十一条 (略)

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 長期給付 (第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。) の事業に関する業務 (厚生年金拠出金の納付及び厚生年金保

険法第八十四条の三に規定する交付金 (以下「厚生年金交付金」という。) の受入れ、基礎年金拠出金の納付並びに第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第二百五十二条) 第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れに関する業務を含む。) のうち次に掲げるもの

5 (略)

(定款)

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一～五 (略)

六 紹介及び掛金に関する事項 (第二十四条第一項第七号に掲げる事項を除く。)

七～九 (略)

2～4 (略)

(秘密保持義務)

第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、組合の事業 (短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。) に関する職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(設立及び業務)

第二十一条 (略)

2 連合会の業務は、次に掲げるものとする。

一 長期給付 (第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。) の事業に関する業務 (基礎年金拠出金の納付並びに第二百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第二百五十二条) 第百十六条の二に規定する財政

調整拠出金の受入れに関する業務を含む。) のうち次に掲げるもの

金の受入れを含む。) のうち次に掲げるものの

イ 長期給付の裁定及び支払

ロ 長期給付に要する費用(厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他の政令で定める費用をいう。)の計算

ハ 積立金(第三十五条の二に規定する積立金をいう。ニにおいて同じ。)の積立て

二 (略)

ホ 厚生年金拠出金の納付及び厚生年金交付金の受入れ
ヘト (略)

二 (略)

3・4 (略)

(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一五 (略)

六 長期給付の裁定及び支払に関する事項

七 削除

八〇十二 (略)

2 (略)

3 財務大臣は、第一項第八号に掲げる事項について、前項の規定により準用する第六条第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

イ 長期給付の決定及び支払

ロ 長期給付に要する費用(基礎年金拠出金の納付及び第百二条の一に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用を含む。)の計算

ハ 積立金(第三十五条の二第一項に規定する積立金をいう。ニにおいて同じ。)の積立て

二 (略)

ホト (略)

二 (略)

3・4 (略)

(定款)

第二十四条 連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一五 (略)

六 長期給付の決定及び支払に関する事項

七 長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

八〇十二 (略)

2 (略)

3 財務大臣は、第一項第七号及び第八号に掲げる事項について、前項の規定により準用する第六条第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

(長期給付に充てるべき積立金の積立て)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

(長期給付に充てるべき積立金の積立て及び運用)

第三十五条の二 連合会は、政令で定めるところにより、長期給付（基礎年金拠出金及び第百二条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に充てるべき積立金を積み立てなければならない。

(準用規定)

第三十六条 第七条、第十一条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十一条中「組合の代表者」とあるのは「理事長」と、第十三条中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と、第十三条の二中「組合の事務」とあるのは「連合会の役員若しくは連合会の事務」と、「従事していた」とあるのは「これらの者であつた」と、第十六条第二項中「作成し」とあるのは「作成し、これらに監事の意見を記載した書面を添付し」と、同条第三項中「及び事業状況報告書」とあるのは「事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第三十六条 第七条、第十一条から第十三条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十一条中「組合の代表者」とあるのは「理事長」と、第十三条中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と、第十六条第二項中「作成し」とあるのは「作成し、これらに監事の意見を記載した書面を添付し」と、同条第三項中「及び事業状況報告書」とあるのは「事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面」と読み替えるものとする。

(組合員期間の計算)

第三十八条 (略)

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合

(組合員期間の計算)

第三十八条 (略)

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として組合員期間を計算する。ただし、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方公務員等共済組合法第三条

員たる厚生年金保険の被保険者を除く。) 若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

3・4 (略)

(給付の決定及び裁定)

第四十一条 短期給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、組合が決定する。

3・4 (略)

(給付の決定)

第四十一条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、組合(長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第一百六条、第一百四条及び第一百十八条において同じ。)が決定する。

2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たつては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。

3 長期給付を受ける権利は、厚生年金保険法第三十三条の規定により、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

第四十二条から第四十五条まで 削除

(標準報酬)

第四十二条 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があると

第一項に規定する地方公務員共済組合(以下「地方の組合」という。)の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

きは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。) とする。

第一二級	第一一級	第一〇級	第九級	第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	等級	標準報酬の月額
一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	標準報酬の月額	標準報酬の月額
一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満	一二一、〇〇〇円未満	一一四、〇〇〇円未満	一一〇七、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円未満	報酬月額

第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二一級	第二〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級
四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円
四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満	二十五〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上

5	組合は、組合員の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。	3	前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。	2	組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。	4	第二項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第七項又は第九項及び第十項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。	5	組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間ににより支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

7 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

8 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

9 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合に申出

をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。

10 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

11 組合員の報酬月額が第二項、第五項若しくは第九項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項、第七項若しくは第九項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（標準期末手当等の額の決定）

第四十二条の二 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 前条第十一項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

第四十三条 給付を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とする。

一 配偶者及び子

二 父母

三 孫

四 祖父母
2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 先順位者となることができる者が後順位者より後に生じ、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生じたときは、その先順位者又は同順位者となることができる者については、前二項の規定は、その生じた日から適用する。

(同順位者が二人以上ある場合の給付)

第四十四条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第四十五条 受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金又は遺族共済年金について、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合に

おいて、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金からの控除)

第四十六条 組合員が第一百一条第三項の規定により第一百条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

2 (略)

第四十七条から第五十条まで 削除

(不正受給者からの費用の徴収等)

第四十七条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帶して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽

りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(損害賠償の請求権)

第四十八条 組合は、給付事由（第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るもの）を除く。が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対する行つた給付の価額の限度で、受給権者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2) 前項の場合において、受給権者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付をしないことができる。

(給付を受ける権利の保護)

第四十九条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を

(標準報酬)

第五十二条の二 標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（次項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

第八級	第七級	第六級	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級	標準報酬の月額	
								標準報酬の月額	報酬月額
一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円	一一八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円以上
一四六、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円未満	一二二、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満	一一〇七、〇〇〇円以上	一一〇七、〇〇〇円未満	一一〇七、〇〇〇円以上

標準として、課することができない。ただし、退職共済年金及び休業手当金については、この限りでない。

第二二級	第一〇級	第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一一級	第一〇級	第九級
三六〇、 ○○○円	三四〇、 ○○○円	三一〇、 ○○○円	三〇〇、 ○○○円	二八〇、 ○○○円	二六〇、 ○○○円	二十四〇、 ○○○円	二三〇、 ○○○円	二〇〇、 ○○○円	一九〇、 ○○○円	一八〇、 ○○○円	一七〇、 ○○○円	一六〇、 ○○○円
三五〇、 ○○○円以上	三五〇、 ○○○円未満	三三〇、 ○○○円未満	三一〇、 ○○○円以上	二九〇、 ○○○円未満	二七〇、 ○○○円以上	二五〇、 ○○○円未満	二三〇、 ○○○円未満	二一〇、 ○○○円以上	一九五、 ○○○円未満	一八五、 ○○○円未満	一七五、 ○○○円未満	一六五、 ○○○円未満

第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級
七五〇、 ○○○円	七一〇、 ○○○円	六八〇、 ○○○円	六五〇、 ○○○円	六二〇、 ○○○円	五九〇、 ○○○円	五六〇、 ○○○円	五三〇、 ○○○円	五〇〇、 ○○○円	四七〇、 ○○○円	四四〇、 ○○○円	四一〇、 ○○○円	三八〇、 ○○○円
七三〇、 ○○○円以上	七三〇、 ○○○円未満	六九五、 ○○○円以上	六六五、 ○○○円未満	六三五、 ○○○円以上	六〇五、 ○○○円未満	五七五、 ○○○円以上	五四五、 ○○○円未満	五一五、 ○○○円以上	四八五、 ○○○円未満	四五五、 ○○○円以上	四二五、 ○○○円未満	三九五、 ○○○円以上

等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2

前項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級

第三五級	第三六級	第三七級	第三八級	第三九級	第四〇級	第四一級	第四二級	第四三級
七九〇、○〇〇円	八三〇、○〇〇円	八八〇、○〇〇円	八八〇、○〇〇円	九三〇、○〇〇円	九八〇、○〇〇円	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇九〇、〇〇〇円	一、一五〇、〇〇〇円
七七〇、○〇〇円以上	八一〇、○〇〇円未満	八五五、○〇〇円以上	八五五、○〇〇円未満	九〇五、○〇〇円未満	九〇五、○〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一七五、〇〇〇円以上
七七〇、○〇〇円未満	八一〇、○〇〇円未満	八五五、○〇〇円以上	八五五、○〇〇円未満	九五五、○〇〇円未満	九五五、○〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一一五、〇〇〇円未満
				九八〇、○〇〇円以上	九八〇、○〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一七五、〇〇〇円未満
				九八〇、○〇〇円未満	九八〇、○〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一一五、〇〇〇円未満
				九三〇、○〇〇円未満	九三〇、○〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一七五、〇〇〇円未満
				九〇五、○〇〇円未満	九〇五、○〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一一五、〇〇〇円未満
				九〇五、○〇〇円未満	九〇五、○〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一七五、〇〇〇円未満
				九〇五、○〇〇円未満	九〇五、○〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一一五、〇〇〇円未満
				九〇五、○〇〇円未満	九〇五、○〇〇円未満	一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満	一、一七五、〇〇〇円未満

3

組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

4

前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。

5

第三項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第八項又は第十項及び第十一項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。

6

組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間ににより支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

7

前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

8

組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

9

前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日

（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

- 10| 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第十三条及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第八号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第一百十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。
- 11| 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。
- 12| 組合員の報酬月額が第三項、第六項若しくは第十項の規定によつて

算定することが困難であるとき、又は第三項、第六項、第八項若しくは第十項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

(標準期末手当等の額の決定)

第五十二条の三 組合は、組合員が期末手当等を受けた月において、その月に当該組合員が受けた期末手当等の額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準期末手当等の額を決定する。この場合において、当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬の月額の区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする。

2 前条第十二項の規定は、標準期末手当等の額の算定について準用する。

(短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬)

第五十二条の四 短期給付（第五十一条及び第五十二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第五十二条の二第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下「標準報酬の日額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標

(短期給付の給付額の算定の基礎となる標準報酬)

第五十二条の二 短期給付（前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第四十二条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の日額（以下「標準報酬の日額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標

合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

（被扶養者に係る届出及び短期給付）

第五十三条（略）

2 被扶養者に係る短期給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項（第一号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

（支払未済の短期給付の受給者の特例）

第五十三条の二 短期給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき短期給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、その支払未済の短期給付を支給する。

2 前項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定により支払未済の短期給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その短期給付は、その人數によつて等分して支給する。この場合において、その短期給付の全額をその一人に支給することができるものとし、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（被扶養者に係る届出及び給付）

第五十三条（略）

2 被扶養者に係る給付は、新たに組合員となつた者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となつた日から、組合員に前項第一号に該当する事実が生じた場合にはその事が生じた日から、それぞれ行うものとする。ただし、同項（第二号を除く。）の規定による届出がその組合員となつた日又はその事実の生じた日から三十日以内にされない場合には、その届出を受けた日から行うものとする。

（不正受給者からの費用の徴収等）

第五十三条の三 偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額（その短期給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払った一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帶して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第五十三条の四 組合は、給付事由（第七十条又は第七十一条の規定による短期給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場

合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者（同項の給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。）が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

（短期給付を受ける権利の保護）

第五十三条の五 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十三条の六 租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課すことができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

（短期給付の制限）

第五十三条の七 この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第一百十一条第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者は、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十三条の八 組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一 （略）
- 二 組合員（地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公

（療養の機関及び費用の負担）

第五十五条 組合員は、前条第一項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、次に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

- 一 （略）
- 二 組合員（地方の組合で療養の給付に相当する給付を行うものの組

務員共済組合（以下「地方の組合」という。）で療養の給付に相当する給付を行うものの組合員及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 （略）

257 （略）

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に

合員及び私学共済制度の加入者を含む。）に対し療養を行う医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの

三 （略）

257 （略）

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に

第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービ

規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。) 若しくは介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス費に係るものに限る。以下この条において同じ。) 若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。) を受けているとき(その者が退職した際にその被扶養者が介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

254 (略)

(傷病手当金)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受ける

ス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。)若しくは介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第二項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けているとき(その者が退職した際にその被扶養者が介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

254 (略)

(傷病手当金)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 傷病手当金は、同一の傷病について障害共済年金の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる障害共済年金の額(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づき国民年金法による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、

ことができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害共済年金が、当該障害厚生年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないとときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

5 傷病手当金

傷病手当金は、同一の傷病について厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつたときは、当該障害手当金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額については、この限りでない。

6 第三項の傷病手当金

（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

当該障害共済年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該障害共済年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないとときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

5 傷病手当金

傷病手当金は、同一の傷病について障害一時金の支給を受けることとなつたときは、当該障害一時金の支給を受けることとなつた日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が当該障害一時金の額に達するに至る日までの間、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害一時金の額に達するに至つた日において当該合計額が当該障害一時金の額を超えるときは、当該合計額から当該障害一時金の額を控除した額については、この限りでない。

6 第三項の傷病手当金

（政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。）は、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額）を基準として財務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないとときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給されることがあることとなる傷病手当金の額より少ないとときは、当該傷病手当金の

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に關し必要があると認めるときは、第四項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害手当金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金支給実施機関」という。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 年金支給実施機関（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。

9～12 （略）

（弔慰金及び家族弔慰金）

第七十条 （略）

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

- 1 配偶者及び子
- 2 父母
- 3 孫
- 4 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に關し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 年金保険者（厚生労働大臣を除く。）は、厚生労働大臣の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を厚生労働大臣に委託することができる。

9～12 （略）

（弔慰金及び家族弔慰金）

第七十条 （略）

2 前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

- 1 配偶者及び子
- 2 父母
- 3 孫
- 4 祖父母

3 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4 第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

(災害見舞金)

第七十一条 組合員が前条第一項に規定する非常災害によりその住居又は家財は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬の月額に乗じて得た金額を支給する。

第七十二条 この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条

に規定する次に掲げる保険給付とする。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

2 長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員
3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

(災害見舞金)

第七十一条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を標準報酬の月額に乗じて得た金額を支給する。

(長期給付の種類等)

第七十二条 この法律による長期給付は、次のとおりとする。

- 一 退職共済年金
- 二 障害共済年金
- 三 障害一時金
- 四 遺族共済年金

2 長期給付に関する規定は、次の各号の一に該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

一 任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員
3 長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

(長期給付の給付額の算定の基礎となる平均標準報酬額)

第一款 通則

第七十二条の二 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均標準報酬額（以下「平均標準報酬額」という。）は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に、別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た額とする。

（再評価率の改定等）

第七十二条の三 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月分以後の長期給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における標準報酬額等平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
三 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月

一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

口 ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月

一日における厚生年金保険法の規定による保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額（以下「前年度の標準報酬の月額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額（以下「前々年度等の標準報酬の月額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率
3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

4 当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定めること。

第七十二条の四 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬の月額等及び前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となる場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における再評価率の改定等の特例）

第七十二条の五 調整期間（厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間をいう。以下同じ。）における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金被保険者等総数（厚生年金保険法第四十三条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者等総数をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二〇・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬の月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第七十二条の三第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定

については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合 第七十二条の三第二項から第四項まで

5| 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定め
る。

第七十二条の六 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2| 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定について、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とす
る。

一 前年度の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬の月額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3

調整期間における当該年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬の月額と標準期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 物価変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。） 第七十二条の三第

四項並びに第七十二条の四第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合 第七十二条の三第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合 第七十二条の三第二項、第三項ただし書及び第四項
前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は政令で定める。

(年金の支給期間及び支給期月)

第七十三条から第九十三条まで

第七十三条 年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合には、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4 年金である給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月において、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、その支給期月にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。

削除

(三歳に満たない子を養育する組合員等の平均標準報酬額の計算の特例)

第七十三条の二 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。）の標準報酬の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十二条の二の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるものが生じたとき。

四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこ

となつたとき。

五 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

2 前項の規定による平均標準報酬額の計算その他同項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

(併給の調整)

第七十四条 次の各号に掲げるこの法律による年金である給付の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該年金である給付は、その支給を停止する。

一 退職共済年金 障害共済年金若しくは遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。以下この条、第七十八条の二、第七十九条第六項及び第一百四条の二において同じ。）による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び地方公務員等共済組合法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付及び同法による年金である給付で遺族共済年金に相当するもの（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付及び同法による遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除く。）を受けることができるとき

二 障害共済年金 退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

三 遺族共済年金 退職共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものを除く。）、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付（地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付で退職共済年金に相当するもの又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）を除くものとし、第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金の受給権者にあつては、当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるもののうち同号の規定に相当する規定に該当することにより支給される年金である給付を除く。）又は国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付（これらの受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）並びに当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

前項の規定により、私立学校教職員共済法による年金である給付若しくは厚生年金保険法による年金である保険給付を受けることができる場合又は国民年金法による年金である給付を受けることができる場

合（当該年金である給付と同一の給付事由に基づいてこの法律による年金である給付を受けることができる場合を除く。）に該当してこの法律による年金である給付の支給が停止されるときは、退職共済年金の額のうち第七十七条第二項の規定により加算する金額（以下「退職共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額、障害共済年金の額のうち第八十二条第一項第二号に掲げる金額（同条第二項又は第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定する金額（当該障害共済年金の額が第八十二条第三項の規定により算定されたものであるときは、同項各号に掲げる金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「障害共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額又は遺族共済年金の額のうち第八十九条第一項第一号イ(2)若しくは同号ロ(2)に掲げる金額（同条第三項の規定により読み替えられたこれらの規定に掲げる金額（当該遺族共済年金の額が同条第四項の規定により算定されたものであるときは、同項に定める金額のうち政令で定める金額）を含む。以下「遺族共済年金の職域加算額」という。）に相当する金額については、その支給の停止を行わない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかるわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかるわらず、同項の規定による支給の停止は行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項若しくは次項の

規定又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

5 | 現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6 | 第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（受給権者の申出による支給停止）

第七十四条の二 この法律による年金である給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその金額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の金額の支給を停止する。

2 | 前項ただし書のその金額の一部につき支給を停止されている年金である給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、同項本文の年金である給付の全額の支給を停止する。

3 | 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる

4

第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金である給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていよいものとみなす。

5

第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金の支払の調整)

第七十四条の三 この法律による年金である給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利を取得したため乙年金を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第七十四条の四 この法律による年金である給付の受給権者が死亡したためその受けける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条におい

て「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべきこの法律による年金である給付があるときは、財務省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(死亡の推定)

第七十四条の五 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからぬ場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合には、遺族共済年金又はその他の長期給付に係る支払未済の給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた組合員若しくは組合員であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた組合員若しくは組合員であつた者の生死が三月間わからぬ場合又はこれらの者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

(年金受給者の書類の提出等)

第七十五条 連合会は、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる

2 | 連合会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

第二款 退職共済年金

(退職共済年金の受給権者)

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2 | 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。
二 一年以上の組合員期間を有すること。
三 組合員期間等が二十五年以上であること。

(退職共済年金の額)

第七十七条 退職共済年金の額は、平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額とする。

2 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

1 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

2 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の一・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3 退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を得たときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第七十八条 退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の額は、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であったときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持してい

たその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したもの（以下「賃金変動等改定率」という。）を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額とし、これらの金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

4 第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する

する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

十 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

5 | 第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することとの認定に關し必要な事項は、政令で定める。

（支給の繰下げ）

第七十八条の二 退職共済年金の受給権者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該退職共済年金を請求していなかつたも

のは、連合会に当該退職共済年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が当該退職共済年金の受給権を取得したときに、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）、厚生年金保険法による年金である保険給付（老齢を給付事由とする年金である保険給付を除く。以下この条において同じ。）若しくは国民年金法による年金である給付（老齢を給付事由とする年金である給付及び障害を給付事由とする年金である給付を除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該退職共済年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 | 一年を経過した日後に障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付（以下この項において「障害共済年金等」という。）の受給権者となつた者が、障害共済年金等を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。

の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、退職共済年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの組合員期間を基礎として第七十七条第一項及び第二項の規定の例により算定した金額並びに次条第二項の規定の例により算定したその支給の停止を行わないものとされた金額又は第八十条第一項の規定の例により支給を停止するものとされた金額を勘案して政令で定める額を加算した金額とする。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第五十九条 退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の組合員である日の属する月における標準報酬の月額との月以前の一年間の標準期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下この項及び第八十七条第二項において「総報酬月額相当額」という。）と当該退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項におい

て「在職中支給基本額」という。)を十二で除して得た金額(以下の項において「基本月額」という。)との合計額が停止解除調整開始額以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超えるかつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ

それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超えるかつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額以下である場合 その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額

二 基本月額が停止解除調整開始額を超えるかつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変更額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

前項の停止解除調整開始額は、二十八万円とする。ただし、二十八

万円に平成十七年度以後の各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が二十八万円（この項の規定による停止解除調整開始額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超える場合は、下るに至つた場合においては、当該年度の四月分以後の停止解除調整開始額を当該乗じて得た金額に改定する。

第二項の停止解除調整変額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第七十二条の三第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による停止解除調整変額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超える、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月分以後の停止解除調整変額を当該乗じて得た金額に改定する。

第三項ただし書の規定による停止解除調整開始額の改定の措置及び前項ただし書の規定による停止解除調整変更額の改定の措置は、政令で定める。

第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支

給を停止しているものを除く。）の支給を受けることができるとき、又は地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による障害基礎年金その他の年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

7 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第七十八条第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（厚生年金保険の被保険者等である間の退職共済年金の支給の停止）

第八十条 退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）若しくは厚生年金保険法附則第六条の二の規定により読み替えられた同法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者、私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの若しくは私立学校教職員共済法第二十五条の三第一項に規定する特定教職員等又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（第四項及び第八十七条の二において「厚生年金保険の被保険者等」という。）である場合において

、その者の前条第二項第一号に規定する総報酬月額相当額に相当する額として政令で定める額（以下この条及び第八十七条の二において「総収入月額相当額」という。）と退職共済年金の額（退職共済年金の職域加算額、第七十八条第一項に規定する加給年金額及び第七十八条の二第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、当該退職共済年金の額のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該退職共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該退職共済年金の額に相当する金額を限度とする。

2 前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第七十二条の三第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た金額（その金額に五千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数があるときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額）を超える場合は、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月分以後の支給停止調整額を当該乗じて得た金額に改定する。

3 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

4 連合会は、第一項の規定による退職共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、衆議院議長若しくは参議院議長、厚生

労働大臣、地方の組合若しくは地方公務員等共済組合法第百五十五条
第一項に規定する共済会又は日本私立学校振興・共済事業団（第八十
七条の二第二項において「年金保険者等」という。）に対し、第一項
の規定による退職共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被
保険者等の総収入月額相当額に関する必要な資料の提供を求めるこ
ができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による退職共済年金の支
給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（退職共済年金の失権）

第八十条の二 退職共済年金を受ける権利は、その受給権者が死亡した
ときは、消滅する。

第三款 障害共済年金及び障害一時金

（障害共済年金の受給権者）

第八十一条 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係
る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初
診日」という。）において組合員であつたものが、当該初診日から起
算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つたとき、
又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは
、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という
。）において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程
度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に
障害共済年金を支給する。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三

級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

3 | 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、障害認定日において前項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

4 | 前項の請求があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。

5 | 病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたもののうち、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）以外の傷病により障害の状態にある者が、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、初めて、基準傷病による障害（以下この項において「基準障害」という。）と他の障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になつたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）に係る初診日以後であるときに限る。）は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害共済年金を支給する。

6 | 前項の障害共済年金の支給は、第七十三条第一項の規定にかかわらず、当該障害共済年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

第八十二条 障害共済年金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算した金額とする。この場合において、障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に支給する障害共済年金については、第一号に掲げる金額が同法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないとときは、当該金額を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、当該金額の百分の百二十五に相当する金額）

2 前条第一項若しくは第三項の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤による傷病（以下「公務等傷病」という。）によるものであるとき、又は同条第五項の場合において同項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額の算定については、前項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、平均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一五（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する金額（組合

員期間の月数が三百月を超えるときは、当該金額にその超える月数一月につき平均標準報酬額の千分の一・〇九六（障害の程度が障害等級の一級に該当する者にあつては、千分の一・三七）に相当する金額を（加えた金額）とする。

3 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）の額が、その受給権者の公務等傷病による障害の程度が次の各号に掲げる障害等級のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に定める金額に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を当該障害共済年金の額とする。

一 障害等級一級	四百十五万二千六百円
二 障害等級二級	二百五十六万四千八百円
三 障害等級三級	二百三十二万六百円

4 障害共済年金の額については、当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る障害認定日（前条第五項の規定による障害共済年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第八十五条の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金については、それぞれの障害に係る障害認定日（同項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいづれか遅い日とする。）の属する月後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

第八十三条 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を

取得了した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

2| 前項の規定の適用上、障害共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

3| 第一項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に賃金変動等改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

4| 第七十八条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。

（障害の程度が変わった場合の障害共済年金の額の改定）

第八十四条 障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退したとき、又は当該障害の程度が増進した場合においてその者の請求があつたときは、その減退し、又は増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

2| 障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものと除く。）の受給権者であつて、病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病（当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第八十七条第四項ただし書において同じ。）の初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第八十六条第二項及び第

八十七条第四項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他の障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

3 第一項の規定は、障害共済年金(障害等級の三級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)の受給権者(当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。)であつて、かつ、六十五歳以上の者については、適用しない。

(二)以上の障害がある場合の取扱い

第八十五条 障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの)を除く。以下この条及び次条において同じ。)の受給権者に対して更に障害共済年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度を第八十一条に規定する障害の程度として同条の規定を適用する。

2 公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金(障害共済年金のうち、公務等による障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。)を支給すべき事由が生じた場合又は公務等によらない障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規

定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一 その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額

二 その者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

3| 前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

4| 障害共済年金の受給権者が第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金を受ける権利を取得したときは、従前の障害共済年金を受ける権利は、消滅する。

5| 第一項の規定による障害共済年金の額が前項の規定により消滅した障害共済年金の額に満たないときは、第二項（第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第一項及び第二項の規定にかかるらず、従前の障害共済年金の額に相当する額をもつて、第一項の規定による障害共済年金の額とする。

6| 第一項の規定により前後の障害を併合して支給される障害共済年金の受給権者が、当該併合したいずれかの障害を給付事由とした国民年金法による障害基礎年金を受けることができるることにより当該障害共

、当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とは併合しないことができる。この場合において、当該障害基礎年金と同一の給付事由により支給される障害共済年金の額の特例その他当該障害共済年金に関する必要な事項は、政令で定める。

第八十六条 障害共済年金の受給権者（当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。次項において同じ。）が、同法による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給されるものを除く。）を受ける権利を有するに至つたとき（当該障害基礎年金の給付事由となつた障害が前条第一項に規定する更に障害共済年金を支給すべき事由であるときを除く。）は、当該障害共済年金の給付事由となつた障害と当該障害基礎年金の給付事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき（当該併合された障害に係る同項に規定するその他障害が第八十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く。）は、同法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

（組合員である間の障害共済年金の支給の停止等）

第八十七条 障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、障害共済年金の支給を停止する。

前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十三条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の総報酬月額相当額と当該障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た金額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が第七十九条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額を超えるか、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額が在職中支給基本額に満たない場合 在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た金額を控除して得た金額イ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が第七十九条第四項に規定する停止解除調整変更額（以下この項において「停止解除調整変更額」という。）以下である場合 その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が停止解除調整開始額以下であり、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変更額を超える場合 停止解除調

整変更額と基本月額との合計額から停止解除調整開始額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の総報酬月額相当額から停止解除調整変額を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が停止解除調整開始額を超えて、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変額以下である場合 その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する場合 その者の総報酬月額相当額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が停止解除調整開始額を超えて、かつ、その者の総報酬月額相当額が停止解除調整変額を超える場合 その者の総報酬月額相当額から停止解除調整変額の二分の一に相当する金額を控除して得た金額

3 | 4 | 第七十九条第六項の規定は、第八十三条第一項の規定により加給年金額が加算された障害共済年金について準用する。この場合において第七十九条第六項中「前条第一項」とあるのは、「第八十三条第一項」と読み替えるものとする。

4 | 障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、その該当しない間、障害共済年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。）の受給権者が病気にかかり、又は負傷し、かつ、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

(厚生年金保険の被保険者等である間の障害共済年金の支給の停止)

第八十七条の二 障害共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者等である場合において、その者の総収入月額相当額と障害共済年金の額（障害共済年金の職域加算額及び第八十三条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が第八十条第二項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）を超えるときは、当該障害共済年金の額のうち、総収入月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該障害共済年金の額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該障害共済年金の額に相当する金額を限度とする。

- 2 連合会は、前項の規定による障害共済年金の支給の停止を行うため必要があると認めるときは、年金保険者等に対し、同項の規定による障害共済年金の支給の停止が行われる厚生年金保険の被保険者等の総収入月額相当額に関して必要な資料の提供を求めることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による障害共済年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(障害共済年金の失権)

第八十七条の三 障害共済年金を受ける権利は、第八十五条第四項の規定によつて消滅するほか、障害共済年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整)

第八十七条の四 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項）（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）については、国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくは障害補償年金又はこれらに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬額に十二を乗じて得た金額の百分の十四・六一五（その受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の一級に該当する場合にあつては、百分の二十一・九二三）に相当する金額（第八十五条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち政令で定める場合に該当するものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額に相当する金額）の支給を停止する。

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、

その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これららの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 同時に二以上の障害があるときは、前項の傷病によらないものを除き、これらの障害を併合した障害の状態を同項に規定する障害の状態として、同項の規定を適用する。

第八十七条の六 前条の場合において、退職の日に次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害一時金を支給しない。

一 この法律による年金である給付の受給権者（最後に障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）

二 国民年金法による年金である給付、厚生年金保険法による年金で

ある保険給付その他の年金である給付で政令で定めるものの受給権者（最後に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者（いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）

三 当該傷病について国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

（障害一時金の額）

第八十七条の七 障害一時金の額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加算して得た金額の百分の二百に相当する金額とする。この場合において、第一号に掲げる金額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないときは、当該金額を同号に掲げる金額とする。

一 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額

二 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額

(遺族共済年金の受給権者)

第八十八条 組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一 組合員（失踪の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当該組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。

二 組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四 退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した組合員又は組合員であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族共済年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当するものとし、同項第四号には該当しないものとする。

(遺族共済年金の額)

第八十九条 遺族共済年金（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。

一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族共済年金の支給を受け

ることとなるとき 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該

イ又はロに定める金額

イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算して得た金額

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)に掲げる金額に(2)に掲げる金額を加算した金額

(1) 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額の四分の三に相当する金額

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

(i) 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この条、次条及び第九十一条の二において「退職共済年金等」という。）のいずれ

かの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき 前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に

定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は地方公務員等共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の一に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に掲げる年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の一に相当する金額に当該政令で定める額を加算した額
ロ 当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額(第七十八条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。)に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2 | 遺族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 イに掲げる金額がロに掲げる金額以上であるとき 前項第一号ロに定める金額
イ 前項第一号ロの規定の例により算定した金額に、厚生年金保険

法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した金額を合算した金額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）

- 口 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の一に相当する金額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する金額及び政令で定める額を加算した金額
- 二 前号イに掲げる金額が同号口に掲げる金額に満たないとき イに掲げる金額に口に掲げる比率を乗じて得た金額に、政令で定める額を加算した金額
- イ 前号口に掲げる金額から政令で定める額を控除した金額
- 口 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した金額に対する前項第一号口(1)に掲げる金額の比率
- 3 | 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た金額」と、同号口(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とする。

項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）より少ないとときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族（配偶者を除く。）に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第八十九条の二 前条第一項第一号の規定によりその額が算定される遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額が同項第一号に定める金額を上回るとき、又は同条第二項第一号ロに掲げる金額が同号イに定める金額を上回るときは、それぞれ同条第一項第二号イ及びロに掲げる額を合算した金額又は同条第二項第二号に定める金額に、当該遺族共済年金の額を改定する。

2 前条第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が算定される遺族共済年金は、その額の算定の基礎となる退職共済年金等の額が第七十七条第四項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令

で定めるものにより改定されたときは、第七十三条第三項の規定にかかるわらず、当該退職共済年金等の額が改定された月から当該遺族共済年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号に定める金額又は同条第二項第一号イの規定により算定される金額が、それぞれ当該改定後の退職共済年金等の額を基礎として算定した同条第一項第二号イ及び口に掲げる額を合算した金額又は同条第二項第一号口に掲げる額以上であるときは、この限りでない。

3 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における前二項の規定の適用については、第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「遺族共済年金」〔とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定があるものを含み、）」と、「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「が同項第一号に定める金額」とあるのは「（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）が同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号の規定により算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「金額に」とあるのは「金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）に」と、前項中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号」と、「遺族共済年金は」とあるのは「遺族共済年金（同条第四項の規定の適用があるものを含む。）」と、「前条第一項第一号」とあるのは「前条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「算定される金額」とあるのは「算定される金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」と、「同条第一項第二号イ」とあるのは「同条第三項の規定の適用後の同条第一項第一号」と、「同条第一項第二号

「と、「掲げる金額」とあるのは、「掲げる金額（同条第四項の規定の適用があつたときは、同項の規定の適用後の金額とする。）」とする。

第九十条 遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）の額は、当該遺族共済年金の受給権者が六十五歳未満の妻であるときは、六十五歳に達するまでの間、第八十九条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額に国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に相当する額に四分の三を乗じて得た金額（その金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した金額とする。

（遺族共済年金の支給の停止）

第九十一条 夫、父母又は祖父母に対する遺族共済年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

2 子に対する遺族共済年金は、妻が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族共済年金が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

3 妻に対する遺族共済年金は、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、妻が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金を受ける権利を有するときは

、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族共済年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

4 | 夫に対する遺族共済年金は、子が遺族共済年金を受ける権利を有する間、その支給を停止する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 | 第二項本文の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金は、妻に支給する。
6 | 第三項本文又は第四項前段の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止している期間、その年金（前条の規定により計算する金額を除く。）は、子に支給する。

第九十一条の二 遺族共済年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が退職共済年金等のいずれかの受給権を有するときは、当該退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該遺族共済年金の額から政令で定める額を控除して得た金額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該遺族共済年金の額から当該政令で定める額を控除して得た金額に相当する金額を限度とする。

2 | 第八十九条第二項の規定によりその額が算定されている遺族共済年金の受給権者に対する前項の規定の適用については、同項中「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額（以下この項において「支給停止額」という。）に相当する金額」とあるのは「退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除して得た金額に第八十九条第二項第二号ロに掲げる比率を乗じて得た額（以下

この項において「支給停止額」という。)に相当する金額に政令で定める額を加算した金額」と、「控除して得た金額に」とあるのは「控除して得た金額に当該比率を乗じて得た金額に」とする。

- 3| 前二項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の支給の停止について必要な事項は、政令で定める。

第九十二条 遺族共済年金の受給権者が一年以上所在不明である場合は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、その所在不明である間、当該受給権者の受けるべき遺族共済年金の支給を停止することができる。

- 2| 前項の規定により年金の支給を停止した場合には、その停止している期間、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

第九十三条 第九十一条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が、四十歳未満であるとき、又は当該組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

- 2| 第九十一条の規定によりその額が加算された遺族共済年金は、その受給権者である妻が厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、第九十条の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

第九十三条の二 遺族共済年金の受給権者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 死亡したとき。

二 婚姻をしたとき（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。）。

三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事實上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 死亡した組合員であつた者との親族関係が離縁によつて終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

イ 遺族共済年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族共済年金の受給権を取得した日

ロ 遺族共済年金と当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2 | 該当するに至つたときは、その権利を失う。

一 子又は孫（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

二 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子又は孫（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子又は

孫を除く。)について、その事情がなくなつたとき。

(遺族共済年金と遺族補償年金との調整)

第九十三条の三 公務等による遺族共済年金については、国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、その額のうち、その算定の基礎となつた平均標準報酬額の千分の二・四六六に相当する金額に三百を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

(情報の提供)

第九十三条の四 厚生労働大臣、地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団は、連合会に対し、遺族共済年金の支給に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第五款 離婚等をした場合における特例

(離婚等をした場合における標準報酬の月額等の改定の特例)

第九十三条の五 第一号改定者（組合員又は組合員であつた者であつて、第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定されるものをいう。以下同じ。）又は第二号改定者（第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定されるものをいう。以下同じ。）は、離婚等（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他財務省令で定める事由をいう。以下この款に

おいて同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合（組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の財務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（第一号改定者及び第二号改定者（以下これらの者を「当事者」という。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の財務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合（当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。）について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

2 前項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）について、同項第一号の当事者の合意のための協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における掛金の払込みに対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 前項の規定による請求すべき按分割合に関する処分（第九十三条の八において「標準報酬の按分割合に関する処分」という。）は、家事

審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用に関しては、同法第九条第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の財務省令で定める方法によりしなければならない。

（請求すべき按分割合）

第九十三条の六 請求すべき按分割合^{あん}は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額（対象期間に係る組合員期間の各月の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）と標準期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。）の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超える二分の一以下の範囲（以下「按分割合の範囲」という。）内で定められなければならない。

2 次条第一項の規定により按分割合^{あん}の範囲について情報の提供（第九十三条の八の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のもの。以下この項において同じ。）を受けた日が対象期間の末日前であつて対象期間の末日までの間が一年を超えない場合その他の財務省令で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合^{あん}の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができる。

(当事者等への情報の提供等)

第九十三条の七 当事者又はその一方は、組合に対し、財務省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第九十三条の五第一項ただし書に該当する場合その他財務省令で定める場合においては、この限りでない。

2) 前項の情報は、対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲、これらの算定の基礎となる期間その他財務省令で定めるものとし、同項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとする。

第九十三条の八 組合は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処分を行うためには必要な資料を提供しなければならない。

(標準報酬の月額等の改定又は決定)

第九十三条の九 組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬の月額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準報酬の月額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができ

る。

一 第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次号において同じ。）に一から改定割合（按分割合を基礎

として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。)を控除して得た率を乗じて得た額

- 二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準報酬の月額(標準報酬の月額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額
- 組合は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、その者の標準期末手当等の額をそれぞれ当該各号に定める額に改定し、又は決定することができる。
- 一 第一号改定者 第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額
- 二 第二号改定者 第二号改定者の改定前の標準期末手当等の額(標準期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準期末手当等の額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額
- 3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の組合員期間であつて第二号改定者の組合員期間でない期間については、第二号改定者の組合員期間であつたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、当該標準報酬改定請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。
- (退職共済年金等の額の改定)
- 第九十三条の十 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定が行われたときは、第七十七条第一項から第三項までの規定にか

かわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）並びに改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の特例）

第九十三条の十一 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読み替えは、政令で定める。

第六款 被扶養配偶者である期間についての特例

第九十三条の十二 この款に定めるもののほか、離婚等をした場合における特例に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定組合員及び被扶養配偶者についての標準報酬の月額等の特例)

第九十三条の十三 組合員（組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。）が組合員であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたもの）をいう。以下同じ。）を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして財務省令で定めるときは、組合（組合員であつた者の被扶養配偶者については、連合会。以下この款において同じ。）に対し、特定期間（当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第二号 被保険者であつた期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間（次項及び第三項の規定により既に標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された組合員期間を除く。以下この条において同じ。）の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額（特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第九十三条の十六において同じ。）の受給権者であるときその他の財務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員及び被扶養配偶者の標準報酬の額を当該特定組合員の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

3

組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が標準期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員及び被扶養配偶者の標準期末手当等の額を当該特定組合員の標準期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

4

前二項の場合において、特定期間に係る組合員期間については、被扶養配偶者の組合員期間であつたものとみなす。

5

第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額は、第一項の請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第九十三条の十四 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定が行われたときは、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、改定又は決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 第九十三条の十第二項の規定は、障害共済年金の受給権者である被扶養配偶者について前条第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の決定が行われた場合に準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

(標準報酬の月額等が改定され、及び決定された者に対する長期給付の特例)

第九十三条の十五 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標

準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該長期給付の額の算定及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読み替えは、政令で定める。

第八十八条第一項	第一号	第七十九条第二項	第七十八条第一項
組合員であつた者が次の一	標準期末手当等の額	組合員期間が二十年以上で	組合員期間（第九十三条の十三第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）が二十年以上で
（が次の	標準期末手当等の額（第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）	標準期末手当等の額（第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）	標準期末手当等の額（第九十三条の十三第三項の規定による改定前の標準期末手当等の額とし、同項の規定により決定された標準期末手当等の額を除く。）

(標準報酬改定請求を行う場合の特例)

第九十三条の十六 特定組合員又は被扶養配偶者が、離婚等（第九十三条の五第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第九十三条の五第一項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、第九十三条の十三第一項の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金の受給権者であるときは、この限りでない。

2) 前項の場合において、第九十三条の六第一項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る組合員期間の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）及び標準期末手当等の額並びに第九十三条の九第一項及び第二項の当該特定期間に係る組合員期間の改定前の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）及び標準期末手当等の額については、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とする。

3) 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第九十三条の七第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定組合員が障害共済年金の受

給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る組合員期間の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定が行われたとみなして算定したものとする。

5 | 4 | 前項の規定は、第九十三条の八の求めがあつた場合に準用する。

第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月の標準報酬の月額について第九十三条の十三第二項の規定により改定された場合における第九十三条の六第一項及び第九十三条の九第一項の規定の適用については、第九十三条の六第一項中「標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額）」とあるのは「標準報酬の月額」と、第九十三条の九第一項第一号中「標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬の月額が当該月の標準報酬の月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬の月額。次号において同じ。）」とあるのは「標準報酬の月額」とする。

（政令への委任）

第九十三条の十七 この款に定めるもののほか、被扶養配偶者である期間についての特例に關し必要な事項は、政令で定める。

（給付の制限）

第九十四条 第百一条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合に

第九十四条 この法律により給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、障害、死亡若しくは災害又はこれら直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項

は、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。

の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、障害、死亡又は災害に係る給付は、行わない。

2) 遺族共済年金である給付又は第四十五条の規定により支給するその他給付に係る支払未済の給付（以下この項及び第一百十一条第三項において「遺族給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該遺族給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3) この法律により給付を受けるべき者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その病気若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わず、また、当該障害については、第八十四条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして同項の規定による障害共済年金の額の改定を行うことができる。

第九十五条 組合がこの法律に基く給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第九十六条 第百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までにその掛け金に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る給付の一部を行わないことができる。

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額の全部又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべき組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。）のう

金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項において読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものと除く。）を含み、第四項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものと除く。以下この項及び次項において同じ。）は、次に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようによること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようによること。

ち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行ふものとする。

一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金を含む。）及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものと除く。）を含み、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものと除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようによること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるようによること。

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものと除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係る事務に要する費用（第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものと除く。）を含み、次項第三

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 (略)

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国の負担金百分の百

号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百三十一条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する长期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようになること。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 (略)

三 (略)

3 | 組合の長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用

（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国等の負担に係るものを除く。）及び長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るもの並びに第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定による特定独立行政法人の負担に係るもの）を除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 | 4・5 (略)

6 | 専従職員（国家公務員法第一百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）

第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 | 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項及び第五項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、第五項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

8 | 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二

四 (略)

3 | 3・4 (略)

5 | 専従職員（国家公務員法第一百八条の一の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項若しくは労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）

第二条の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。）である組合員（特定独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 | 特定独立行政法人の職員（専従職員を除く。）である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

7 | 特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二

項及び第五項に規定する費用については、第一項中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、第五項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

(掛金等)

第一百条 掛金等（掛金及び組合員保険料（厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により組合員たる厚生年金保険の被保険者が負担する厚生年金保険の保険料をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日からその資格を喪失した日の属する月までの各月（介護納付金に係る掛金が、各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとす。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金等を徴収する。ただし、組合員保険料にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は厚生年金保険の被保険者（組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。）若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の組合員保険料は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準と

項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」は「職員団体の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

(掛金)

第一百条 掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときを除き、組合員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月（介護納付金に係る掛金にあつては、当該各月のうち対象月に限る。）につき、徴収するものとする。

2 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月（介護納付金に係る掛金にあつては、その月が対象月である場合に限る。）の掛金を徴収する。ただし、長期給付に係る掛金については、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は地方の組合の組合員、私学共済制度の加入者、厚生年金保険の被保険者若しくは国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の掛金は、徴収しない。

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準と

して算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合の定款で定める。

4 | (略)

(育児休業期間中の掛金等の特例)

第百条の二 育児休業等をしている組合員（第一百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等は、徴収しない。

(掛金等の給与からの控除)

第一百一条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬その他の給与を支給する際、組合員の給与から掛金等に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対し支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項及び次項において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組

して算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合（第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会）の定款で定める。

4 | 組合員が、その組合内において、第九十九条第一項第三号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛金の額を調整することができる。

5 | (略)

(育児休業期間中の掛金の特例)

第百条の二 育児休業等をしている組合員（第一百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

(掛金等の給与からの控除)

第一百一条 組合員の給与支給機関は、毎月、報酬その他の給与を支給する際、組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対し支払うべき掛け金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛け金等の金額があるときは、報酬その他の給与（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この項及び次項において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員

合員に代わって組合に払い込まなければならない。

- 3 組合員は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金等に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われないときは、政令で定めるところにより、その控除が行われるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金等に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

- 4 組合は、掛け金等のうち組合員保険料について、前三項の規定による払込みがあることに、これを連合会に払い込まなければならぬ。

- 5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛け金等のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定により当該掛け金等のうち組合員保険料が連合会に払い込まれている場合には、連合会）は、財務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛け金等を組合員に還付するものとする。

（負担金）

- 第一百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第一百条の二の規定により徴収しないこととされた掛け金等に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

- 3 2 国等は、第九十九条第四項の規定により負担すべき金額を、政令で

に代わって組合に払い込まなければならない。

- 3 組合員は、報酬その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛け金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行われないときは、政令で定めるところにより、その控除が行われるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛け金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

- 4 組合は、第九十九条第二項第二号に規定する掛け金については、前三項の規定による払込みがあることに、これを連合会に払い込まなければならない。

- 5 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛け金のうち、徴収を要しないこととなつたものがあるときは、組合（前項の規定により当該掛け金が連合会に払い込まれている場合には、連合会）は、財務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなつた掛け金を組合員に還付するものとする。

（負担金）

- 第一百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第一百条の二の規定により徴収しないこととされた掛け金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

- 3 2 国等は、第九十九条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で

定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限る。）の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

（地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

第一百二条の二 連合会は、組合の長期給付に要する費用（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号において同じ。）の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する長期給付（以下この条において「地方の組合の長期給付」という。）に要する費用（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、地方公務員共済組合連合会（同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出を行うものとする。

（以下「財政調整拠出金」という。）への拠出を行うものとする。

第一百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に

定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

（地方公務員共済組合連合会に対する長期給付に係る財政調整拠出金の拠出）

第一百二条の二 連合会は、組合の長期給付に要する費用の負担の水準と地方の組合の地方公務員等共済組合法第七十四条に規定する長期給付（以下この条において「地方の組合の長期給付」という。）に要する費用の負担の水準との均衡及び組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るため、次条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、その事業年度において、地方公務員共済組合連合会（同法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。以下同じ。）への拠出を行うものとする。

第一百二条の三 財政調整拠出金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度におけるすべての組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の合計額及び当該組合員の同法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に規定する独自給付費用の額（以下この号において「地方の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準報酬等総額（以下この号において「地方の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国の独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準報酬等総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。）が当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付による支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当

応じ、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 当該事業年度における組合の長期給付に要する費用のうち政令で定めるものの額（以下この号において「国の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度におけるすべての組合員（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員に限る。以下この号において同じ。）の標準報酬の月額の合計額及び当該組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額（以下この号において「標準報酬等総額」という。）で除して得た率が、当該事業年度における地方公務員等共済組合法第百十六条の三第一項第一号に規定する独自給付費用の額（以下この号において「地方の独自給付費用の額」という。）を当該事業年度における同項第一号に規定する標準給与総額（以下この号において「地方の標準報酬等総額」という。）で除して得た率を下回る場合 当該事業年度における国の独自給付費用の額に一定額を加算して得た額を当該事業年度における標準報酬等総額で除して得た率と当該事業年度における地方の独自給付費用の額から当該一定額を控除して得た額を当該事業年度における地方の標準給与総額で除して得た率とが等しくなる場合における当該一定額に相当する額

二 当該事業年度における国・地方の長期給付等に係る収入の額が当該事業年度における国・地方の長期給付に係る支出の額を上回り、かつ、当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額（地方公務員等共済組合法第百十六条の三第二項に規定する長期給付等に係る収入の額をいう。以下この号において同じ。）が当該事業年度における地方の長期給付に係る支出の額（同条第三項に規定する長期給付による支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当

等に係る支出の額をいう。以下この号において同じ。）を下回る場合 当該事業年度における地方の長期給付等に係る支出の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における国の長期給付等に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を計算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合にあつては、当該限度額）

2 该事業年度における地方の長期給付に係る支出の額から当該事業年度における地方の長期給付等に係る収入の額を控除して得た額（当該控除して得た額が、限度額（当該事業年度における国の長期給付等に係る収人の額から当該事業年度における国の長期給付に係る支出の額に前号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額を控除して得た額をいう。）を超える場合には、当該限度額）

2 前項第一号に規定する「国の長期給付等に係る収入の額」とは、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の連合会の収入として政令で定めるものの額の合計額に、地方公務員等共済組合法第一百六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。

3 第一項第二号に規定する「国の長期給付等に係る支出の額」とは、厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をいう。

合法第百十六条の三第一項第一号に掲げる場合における同号に定める額を加算した額をいう。

う。

3 第一項第二号に規定する「国の長期給付に係る支出の額」とは、長期給付に係る連合会の支出として政令で定めるものの額の合計額をい

(審查請求)

第百三十三条 組合員の資格若しくは短期給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

(審查請求)

第一百三条 組合員の資格若しくは給付に關する決定、掛金の徵収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、國家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徵収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(組合又は連合会に対する通知等)

第一百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(時効)

第一百十一条 この法律に基づく短期給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る支払未済給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に支払未済給付を受けるべき者があるもの

二 支払未済給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

者

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徵収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(組合に対する通知等)

第一百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(時効)

第一百十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があるもの

二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(期間計算の特例)

第一百十二条 この法律の規定により短期給付の請求又は短期給付を受け
る権利に係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求
その請求、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律
する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般
信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二
同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付
に要した日数は、その期間に算入しない。

第一百十三条 削除

(期間計算の特例)

第一百十二条 この法律の規定により給付の請求又は給付を受ける権利に
係る申出若しくは届出に係る期間を計算する場合において、その請求
、申出又は届出が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律
（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事
業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二
項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した
日数は、その期間に算入しない。

(組合員期間以外の期間の確認)

第一百十三条 退職共済年金又は遺族共済年金を支給すべき場合には、組
合員期間等のうち組合員期間以外の期間については、厚生労働大臣（
当該組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であ
るとときは、日本私立学校振興・共済事業団）の確認を受けたところに
よる。

2 前項の規定による厚生労働大臣の確認の権限に係る事務は、日本年
金機構に行わせるものとする。

3 厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規
定は、前項の確認の権限について準用する。この場合において、必要
な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項の規定による確認に関する処分に不服がある者は、国民年金
法又は私立学校教職員共済法の定めるところにより、国民年金法又は
私立学校教職員共済法に定める審査機関に対して審査請求をすること
ができる。

5 第一項の場合において、組合員期間以外の期間に係る同項の規定に
よる確認の処分についての不服を、当該期間に基づく退職共済年金又

は遺族共済年金に関する処分についての不服の理由とすることができる
ない。

(戸籍書類の無料証明)

第一百四条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、組合又は短期給付を受ける権利を有する者に對して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者のあつた者又は短期給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(戸籍書類の無料証明)

第一百四条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、組合又は受給権者に對して、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(資料の提供)

第一百四条の二 連合会は、第九十三条の四に定めるもののほか、年金である給付に関する处分に關し必要があると認めるときは、受給権者に対する厚生年金保険法による年金である保険給付、国民年金法による年金である給付、地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付又はその配偶者に対する第七十九条第六項（第八十七条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める給付の支給状況につき、厚生労働大臣、地方の組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団又は第七十九条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に對し、必要な資料の提供を求めることができる。

(端数の処理)

第一百十五条

長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額（第七十八条第一項、第八十三条

この法律による短期給付及び掛金等に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

この法律による短期給付及び掛金等に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（医療に関する事項等の報告）

第一百八十八条 組合は、財務省令・厚生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による短期給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律

第一項又は第九十条の規定により加算する金額を除く。）又は当該加算する金額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

（医療に関する事項等の報告）

第一百八十八条 組合は、財務省令・厚生労働省令で定めるところにより、この法律に定める医療に関する事項その他この法律の規定による給付に関する事項について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律

により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等職員）の適用によるものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「公庫等又は特定公庫等役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」とする。

255 (略)

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤

により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国（公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金）とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、同条第四項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤

255 (略)

務することを要する者の取扱い)

第一百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第三号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第一百二十四条の三の規定により読み替えられた第七項及び第八項）において読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものと含む。」と、同条第六項から第八項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二

務することを要する者の取扱い)

第一百二十四条の三 特定独立行政法人以外の独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの又は国立大学法人等に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人又は国立大学法人等に常時勤務することを要しない者で政令で定める者を含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）は、職員とみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第一項中「及びその所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びにその所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、同条第二項第四号中「林野庁」とあるのは「林野庁及び独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第三十七条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人森林総合研究所」と、第八条第一項中「及び当該各省各府の所管する特定独立行政法人」とあるのは「並びに当該各省各府の所管する特定独立行政法人、第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの及び同号に規定する国立大学法人等」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第一項中「特定独立行政法人の負担に係るもの」とあるのは「特定独立行政法人の負担に係るもの（第一百二十四条の三の規定により読み替えられた第七項及び第八項）において読み替えて適用する第五項の規定による独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの及び国立大学法人等の負担に係るものと含む。」と、同条第六項から第八項までの規定中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの又は国立大学法人等」と、第二百二

項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法との関係)

第百二十六条の二　(略)

2　(略)

3　組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、第三十五条の二の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を当該地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）に移換しなければならない。

4・5　(略)

(国家公務員法との関係)

第一百二十六条の六　この法律の定めるところにより行われる長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第百七条は、同法第百七条に規定する年金制度とする。

第一百二十七条の二　第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

条第一項及び第四項並びに第百二十二条中「特定独立行政法人」とあるのは「特定独立行政法人、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの、国立大学法人等」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法との関係)

第百二十六条の二　(略)

2　(略)

3　組合員又は組合員であつた者が地方の組合の組合員となつたときは、連合会は、政令で定めるところにより、第三十五条の二第一項の規定により積み立てるべき積立金の額のうちその者に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額を当該地方の組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会を組織する地方の組合にあつては、当該全国市町村職員共済組合連合会）に移換しなければならない。

4・5　(略)

(国家公務員法との関係)

第一百二十六条の六　この法律の規定による长期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第百七条に規定する年金制度とする。

第一百二十七条の二　第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第四十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第四十二条の二第一項後段中「当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは、「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」とする。

3 前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

(長期給付に係る標準報酬の区分の特例)

第六条の三 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区

分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第二十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分（附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の三第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする。

3 前二項の規定は、短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第十一条の三 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、介護保険法」と、第九十九条第一項中「並びに介護納付金」とあるのは「退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

（退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第十一条の三 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護納付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とある

のは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(遺族の範囲の特例)

第十二条の二 組合員（海上保安官その他職務内容の特殊な職員で財務省令で定める者に限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で財務省令で定めるものに従事し、そのため公務による傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号に掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

(退職共済年金の支給の繰上げ)

第十二条の二の二 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者（昭和三十六年四月一日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行わなければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条の規定は、適用しない。

4 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で

定める金額を減じた金額とする。

5 | 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
6 | 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7 | 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十九条の二の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「六十五歳に達した当时（六十五歳に達した当时）と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは「附則第十二条の二の二第四項及び第六項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とするものとし、六十五歳に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当时」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは「六十五歳に達した当时」と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が

六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の二の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「金額に」あるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」一とする。

(退職共済年金の特例)

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第十二条の三の二 次の表の上欄に掲げる者について前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日まで の間に生まれた者	六十二歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日まで の間に生まれた者	六十一歳

昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日まで
での間に生まれた者

六十三歳

昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日まで
での間に生まれた者

六十四歳

第十二条の四 第七十八条の規定は、次条第一項から第四項まで、附則第十二条の四の三、第十二条の七の二、第十二条の七の三及び第十二条の七の五の規定によりその額が算定される場合を除き、附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。

第十二条の四の二 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。附則第十二条の六の三第一項において同じ。）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。
一千六百二十八円に改定率を乗じて得た金額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端

数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）に組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）を乗じて得た金額

二 平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

三 一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 組合員期間が二十年以上である者 平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二 組合員期間が二十年未満である者 平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

4 | 第一項の請求があつた退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时（当該請求があつた当时）と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これららの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を得した当时」とあるのは「当該請求があつた当时」と、第七十九条第二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相

当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは「附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第四項において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

5 前各項の規定によりその額が算定されている附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十七条第一項又は第二項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

第十二条の四の三 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十四年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

2 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは

「これらの規定」と、第七十九条第二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは「附則第十二条の四の三第一項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び附則第十二条の四の三第二項において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

3 組合員である附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十四年以上である者に限る。）が退職したときは、第七十七条第四項の規定によりその額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

4 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した當時（退職共済年金を受ける権利を取得した当时、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当时。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当时」と、「前条の」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされ

た附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時」と、第七十九条第二項中「相当する部分、第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

第十二条の四の四 附則第十二条の四の一第一項から第四項まで又は前条の規定によりその額が算定されている退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

第十二条の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利は、第八十条の二の規定により消滅するほか、当該退職共済年金の受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十二条の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されるものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时（当該請求があつた当时）と、「その者によつて」とあらわれ、「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当时」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当时」とあるのは「当該請求があつた当时から引き続き」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当时（退職共済年金を受ける権利を取得した当时）とあるのは「当該請求があつた当时から引き続き」とする。

時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

3 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の三第三項及び第四項の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額の附則第十二条の四の三第三項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時から引き続き」とする。

（特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例）

第十二条の六の二 附則第十二条の三の二に規定する者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）であつて、附則第十二条の三各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ

附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2| 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行わなければならない。

3| 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条及び附則第十二条の三の規定は、適用しない。

4| 前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。

5| 第三項の規定による退職共済年金の受給権者（附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。

6| 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7| 第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

8| 第三項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第八十九条の二の規定の適用については、第七十四条第二項中「第

七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは、「第七十七条第二項の規定により加算する金額から政令で定める金額を減じた金額」と、第七十八条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは、「六十五歳（その者が附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする」とあるのは、「附則第十二条の六の二第四項、第六項及び第七項並びに前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額」とし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、当該退職共済年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあり、及び「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは、「六十五歳に達した当時」と、第八十九条の二第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得了した日において、同項第二号イ」とあるのは、「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは、「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受

給権を取得した場合において、同項第二号イ」とあるのは「附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第三項」と、「「金額に」」とあるのは「「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」」とする。

9 | 前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項の規定によりその額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第十二条の六の三 | 附則第十二条の三の二に規定する者が前条第三項の規定による退職共済年金の受給権を取得したとき（同条第一項の請求があつた当时、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき又はその者の組合員期間が四十四年以上であるときに限る。）は、六十五歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号の規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算する。

3 | 2 | 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十日に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に

達した日の翌日の属する月において、当該年齢に達した日の翌日の属する月前の組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）が当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した金額とする。

4 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日の翌日の属する月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と繰上げ調整追加額（当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額をいう。）とを合算した金額を加算した金額とする。

5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された退職共済年金については、その受給権者が障害状態に該当しなくなつたときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額（第三項又は前項の規定により繰上げ調整追加額が加算された退職共済年金にあつては、当該繰上げ調整追加額を含む。次項において同じ。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当时、当該退

職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十四年以上である場合には、この限りでない。

6 | 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が組合員である場合は、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

(特例による退職共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の七 | 組合員期間が二十年以上ある者のうち附則別表第一の上欄に掲げる者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 | 組合員期間が二十年以上ある者のうち附則別表第二の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 | 前二項の規定の適用を受ける者に対する第七十九条第二項の規定の適用については、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

(昭和二十四年四月一日以前に生まれた者等に支給する特例による退職共済年金の額の特例)

第十二条の七の二 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者が、昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるとき、又は同月二日以後に生まれた者で前条第二項の規定の適用を受けるものである

ときは、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の二第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十二条の七の三 次の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳

昭和二十年四月一日から昭和二十二年四月一日までの間
に生まれた者

昭和二十二年四月一日から昭和二十四年四月一日までの間
に生まれた者

六十四歳

2| 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

3| 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の七の三第二項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

4| 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。

5| 前項の規定が適用される退職共済年金に係る第七十四条及び第七十八条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項」と、第七十八条第一項中

「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した當時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前条の一」とあるのは「附則第十二条の七の三第四項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項及び第三項並びに前条第三項及び第四項の一と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。」

6 | 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第十二条の四の二第一項から第四項まで並びに第十二条の四の三第三項及び第四項の規定は、その者については、適用しない。

7 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項までの規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、障害状態に該当しなくなつた場合においては、附則第十二条の四の二第五項の規定による退職共済年金の額の改定は、行わない。

8 | 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、附則第十二条の四の二第四項並びに第十二条の四の三第二項及び第四項の規定（これらの規定中第七十九条第二項の規定を読み替えて適用する部

分に限る。）は、適用しない。

第十二条の七の四 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるとときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第十二条の七の二の規定により算定されているものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月一日以後に生まれた者であるものであること。

二 その額が附則第十二条の七の三第一項から第五項までの規定により算定されていること。

3 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四の二第一項から第四項まで又は第十二条の四の三の規定によりその額が算定されているもの（前条第八項に該当する者に係るものに限る。）に限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、第七十九条第二項中「第七十八条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により計算される金額を」とあるのは、「当該退職共済年金に係る附則第十二

条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分及び第七十八条第一項に規定する加給年金額を」とする。

- 第十二条の七の五 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した金額とする。
- 2 繰上げ調整額については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。
- 3 第一項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第十二条の四の二、第十二条の四の三第三項及び第四項並びに第十二条の七の三第四項及び第五項の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。
- 4 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百八十日に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八十月を超えるときは四百八十月）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数

を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該超える月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

5 | 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者が附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七十七条第四項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百八ヶ月を超えるときは、四百八十月）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額とを合算した金額を加算した金額とする。

6 | 繰上げ調整額が加算された退職共済年金に係る第七十八条の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した當時（その年齢に達した当时、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）」と、「前条の」とあるのは「前条並びに附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した金額とする」とあるのは「加算した金額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至つたときから、年金の

額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

第十二条の七の六 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の二第二項及び第三項又は第十二条の七の三第二項及び第三項の規定によりその額が算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは、「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

2 附則第十二条の三の規定による退職共済年金（附則第十二条の七の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定されているもの又は附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第七十八条第一項中「当該

退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（当該年齢に達した当時、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の七の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」とあるのは「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該年齢に達した当時から引き続き」とする。

（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定

めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十二条の三及び第十二条の六の二の規定は、適用しない。

3 | 第一項又は前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た金額を減じた金額とする。

4 | 第一項又は第二項の規定による退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「第七十七条第二項の規定により加算する金額」とあるのは「附則第十二条の八第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第三項の規定により加算する金額に係る附則第十二条の八第三項の規定による減額後の額」と、第七十八条第一項中「前条の」とあるのは「附則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

5 | 第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条

第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6 | 附則第十二条の五、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、同条第一項中「「附則第十二条の三」とあるのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7 | 第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8 | 前各項に定めるものほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9 | 第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者（うち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達し

た後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

(退職共済年金と基本手当等との調整)

第十二条の八の二 附則第十二条の二の一、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金は、その受給権者（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。）が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、次の各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除き、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十四条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当（同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。）の支給を受け終わつたとき（同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき。）。

2¹ 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、財務省令で定めるところにより当該退職共済金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月の分の退職共済年金について、第七十九条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 | 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月（以下この項において「年金停止月」という。）の数から前項第一号に規定するみなされる日の数を三十で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 | 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの（第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。）が、附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金（退職共済年金の職域加算額に相当する金額を除く。）の支給を停止する。

5 | 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は前条の規定に

よる退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替えるものとする。

第十二条の八の三 附則第十二条の二の一、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下この条において「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、その月の分の退職共済年金の額は、第七十九条第二項（附則第十二条の四の二第四項、第十二条の四の三第二項若しくは第四項又は第十二条の七の四第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（その金額に六分の十五を乗じて得た金額に当該受給権者の標準報酬の月額を加えた金額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下この条において「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬の月額を控除して得た金額に十五分の六を乗じて得た金額）に十二を乗じて得た金額（以下この条において「調整額」という。）を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者の標準報酬の月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た金額の百分

の六十一に相当する金額未満であるとき。 当該受給権者の標準報酬の月額に百分の六を乗じて得た金額

二 前号に該当しないとき。

当該受給権者の標準報酬の月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た金額に対する当該受給権者の標準報酬の月額の割合が遞増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で遞減するよう財務省令で定める率を乗じて得た金額

前項の場合において、調整額が第七十九条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額（第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額）以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 | 附則第十二条の二の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た金額の百分の七十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者の標準報酬の月額が支給限度額以上であるとき。

4 | 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十三条第二項の規定は、適用しない。

5 | 前各項の規定は、附則第十二条の二、第十二条の三、第十二条の六の二又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月（その者が当該組合員の資格を取得した月を除く。）について、その者が雇用保険法の規定による高年齢就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四

項の規定によるみなし賃金日額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

（特例による退職共済年金の支給の繰下げの特例）

第十二条の八の四 第七十八条の二の規定は、附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、適用しない。

（自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）

第十二条の九 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の二に規定する若年定年退職者（同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。）のうち附則別表第三の上欄に掲げる者（政令で定める者を除く。）に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 附則第十二条の七の規定は、前項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3 附則第十二条の八の規定は、若年定年退職自衛官については、適用しない。

（障害共済年金の特例）

第十二条の十 第八十五条第三項から第六項まで、第八十四条第二項、

第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書の規定は、当分の間、附則第十二条の二の二第三項若しくは第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

2 第八十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とあるのは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

(遺族共済年金の額の改定の特例)

第十二条の十の二 第八十九条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「六十五歳に達した日以後に退職共済年金等のいずれかの受給権を取得した日において、同項第二号イ」とあるのは「厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金その他これに相当する年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者である場合にあつては、当該受給権者が六十五歳に達した日において、前条第一項第二号イ」と、同条第三項中「同項第二号イ」とあるのは「同条第三項」とあるのは「前条第一項第二号イ」とあるのは「前条第三項」と、「金額に」とあるのは「それぞれ同条第一項第二号イ」とあるのは「それぞれ同条第三項の規定の適用後の同条第一項第二号イ」と、「金額に」とする。

(遺族共済年金の支給開始年齢の特例)

第十二条の十一 遺族共済年金の受給権者となつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十二条第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十六歳
昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十七歳
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に遺族共済年金の受給権者となつた者	五十九歳

(退職一時金の返還)

第十二条の十二 次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなつたときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。

- 一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）
- 二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定

する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2| 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する金額を当該退職共済年金等の額から控除することにより返還する旨を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、連合会に申し出ることができる。

3| 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する金額の返還は、当該退職共済年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該退職共済年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する金額から、支給額等に相当する金額に達するまでの金額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の金額をもつて、当該退職共済年金等の額とする。

4| 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職共済年金等を受ける権利を有することとなつた日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第十二条の十三 前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなつたときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合は、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の

第十三条

規定により既に返還された金額を除く。））を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなつた日の属する月の翌月から一年以内に、一時には分割して、連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

(衛視等に対する退職共済年金等の特例)

第十三条 特定衛視等に対する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条第一項									
(2)	第一号口	第一条項	第八十九条第一項	第四号	第一条項	第八十八条	第七十九条第三項	第七十九条	第七十九条
	組合員期間が二十年以上である者	組合員期間が二十五年以上である者	組合員期間が二十五年以上である者	同項			二十年以上であるもの	二十年以上であるもの	二十年以上であるもの
衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定	(i)に定める	(i)に定める	衛視等	附則第十三条第一項に規定する特定	附則第十三条第一項に規定する特定	前条第一項	るもの	るもの

第九十条	遺族共済年金（第八十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族共済年金でその額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であるものを除く。）	第七十八条第一項	附則第十一条	二条の二	二条の二第七	項	附則第十	二条の二	二条の三	附則第十	第三号	附則第十	二条の四	項第一号
の二第三	組合員期間が二十年以上である者	組合員期間が二十年以上である者	それぞれ当該各号	次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ	当該月数が四百八ヶ月を超えるときは四百八十月	組合員期間等が二十五年以上	得した當時	当時（退職共済年金を受ける権利を取	当時（六十五歳に達した当时	当時	第七十八条第一項	附則第十	二条の二	項第一号
衛視等	項目に規定する特定	附則第十三条第一	第一号	百八十月とする。	当該月数が、二百四十九月未満であるときは二百四十月とし、四百八十月を超えるときは四百八十一月とする。	当該月数が、二百四十九月未満であるときは二百四十月とし、四百八十月を超えるときは四百八十一月とする。	衛視等	項目に規定する特定	附則第十三条第一	当時	えられた第七十八条第一項	附則第十三条第一	二条の二	項第一号

第一項		附則第十 二条の六	項 二条の四 の三 第四	附則第十 二条の四 の三 第四	項 二条の四 の三 第四	附則第十 二条の四 の三 第四	第七十八条第一項	第七十八条第一項	附則第十 二条の四 の二 第四	第七十八条第一項
第七十八条第一項		期間が二十年以上であるもの	算定されているものであつて、かつ、 その年金額の算定の基礎となる組合員 における同じ。)	未満であつたときは、前条第四項の規 定により当該退職共済年金の額が改定 された場合において当該組合員期間が 二十年以上となるに至つた当時。第三 項において同じ。）	当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した當時、当該退職共済年金の額の 算定の基礎となる組合員期間が二十年 未満であつたときは、前条第四項の規 定により当該退職共済年金の額が改定 された場合において当該組合員期間が 二十年以上となるに至つた当時。第三 項において同じ。）	当時（退職共済年金を受ける権利を取 得した當時（当該請求があつた当时 得した当时）	当時	当時	当時	当時
条第一項	えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	条第一項	えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項において読み替 えられた第七十八 条第一項	

附則第十	項	の二第八	二条の六	附則第十	び第三項	附則第十	第七十八条第一項	当時（当該請求があつた当時）	得した當時	当時（退職共済年金を受ける権利を取	得した當時
組合員期間を	第七十八条第一項	当時	当時	当時（退職共済年金を受ける権利を取	得した當時						

二条の七	附則第十	項の五第一	二条の七	附則第十	項の三第五	二条の七	附則第十	第一項及び第二項	二条の七	附則第十	四項	項及び第三項	二条の六	附則第十	二条の六	二条の三第一
四百八十月	当該月数が四百八十月を超えるときは			組合員期間	当時（その年齢に達した当时）	得した当时	当時（退職共済年金を受ける権利を取	第七十八条第二項	組合員期間が二十年以上である者			当該月数が四百八十月を超えるときは、四百八十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月	当該月数が二百四十月未満であるときは、二百四十月
四十月末満である	当該月数が、二百四十月	未満であるときは	月数が二百四十月	組合員期間（当該	当時	条第一項	項において読み替えられた第七十八	附則第十三条第一	附則第十三条规定する特定	衛視等	百八十月とする。	超えるときは四百八十月とする。	十月未満であるときは、二百四十月	十月未満であるときは、二百四十月	十月未満であるときは、二百四十月	十月未満であるときは、二百四十月

附則第十	項	項	項	項	項	項	項及び第	の五第四
	の六第一	二条の七	附則第十	當時（退職共済年金を受ける権利を得した当時、当該退職共済年金の額（附則第十二条の七の五第一項に規定する繰上げ調整額を除く。）算定されているものであつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの第七十八条第一項）	當時（退職共済年金を受ける権利を得した当時、当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時）	當時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	同条第一項	とし、四百八十月を超えるときは四百八十月とする。
加算されたものであつて、かつ、その	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）	当時（退職共済年金を受ける権利を得した当時）
加算されたもの	当時	条第一項	えられた第七十八	項において読み替	の	算定されているも	条第一項	えられた第七十八

二条の七 の六第二	年金額の算定の基礎となる組合員期間 が二十年以上であるもの	項において読み替 えられた第七十八 条第一項	附則第十三条第一 項
び第九項 第二項及 第一項、 第一条項、 二条の八 附則第十	第七十八条第一項 當時（退職共済年金を受ける権利を取 得した当時、当該退職共済年金の額 当时（当該年齢に達した当时、附則第 十二条の三の規定による退職共済年金 の額（附則第十二条の七の五第一項に 規定する繰上げ調整額を除く。） 組合員期間等が二十五年以上であり、 かつ、組合員期間が二十年以上である 者	當時 當時	附則第十三条第一 項
衛視等	附則第十三条规定する特定 項目に規定する特定	附則第十三条规定する特定 項目に規定する特定	附則第十三条规定する特定 項目に規定する特定

前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である組合員（以下「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者
二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日

前の衛視等であつた期間の年月数と基準日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者
十五年

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者
十六年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者
十七年

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者
十八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者
十九年

(警察職員であつた衛視等の取扱い)

第十三条の二 地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この条において「警察職員」という。）であつた衛視等に対する前条の規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものとみなす。

(定年等による退職をした者に係る組合員の資格の継続に関する特例)

第十三条の三 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る国家公務員法第八十二条第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法

律第七十七号の施行の日。以下この項及び附則第十三条の五において「定年退職日」という。)まで引き続いて組合員であったものが、国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職した場合(国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。)の規定により勤務した後退職した場合及び国家公務員法第八十一条の四(昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。)の規定により任用された後退職した場合を含む。以下「定年等による退職をした場合」という。)において、その者の組合員期間が十年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、当該退職に係る組合に申し出て、引き続き当該組合のこの法律の規定(長期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることができる。この場合において、長期給付に関する規定の適用については、その申出をした者の退職は、なかつたものとみなす。

2 前項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとなつた者で、その後、引き続き、同項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは地方の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者(以下この項において「被保険者等」という。)となつたものが、当該被保険者等の資格を喪失した場合において、その者が退職共済年金の受給権者でないときは、その者は、前項の規定による申出をした組合に申し出て、当該被保険者等の資格を喪失した日から当該組合のこの法律の規定(长期給付に関する規定に限る。)の適用を受ける組合員となることができる。

3 第一項又は前項の申出は、第一項の退職をした日の翌日又は前項の

組合員若しくは被保険者の資格を喪失した日から起算してそれぞれ六月を経過する日までの間にしなければならない。ただし、組合は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 | 第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる組合員（以下「特例継続組合員」という。）となつた者は、連合会が、政令で定める基準に従い、その者の長期給付に係る掛金及び国の負担金の合算額を基礎として定款で定める金額（以下「特例継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

5 | 特例継続組合員となつた者が特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金をその払込期日までに払い込まなかつたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、特例継続組合員にならなかつたものとみなす。ただし、その払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときは、この限りでない。

6 | 特例継続組合員となつた者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に該当するに至つたときは最後の払込みのあつた特例継続掛金に係る月の翌月の初日、第四号に該当するに至つたときはその日）から、その資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職共済年金を受けることができる組合員期間等を有することとなつたとき。

三 特例継続掛金（特例継続組合員となつた後最初に払い込むべき特例継続掛金を除く。）をその払込期日までに払い込まなかつたとき（払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除く。）。

四 特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員若しくは地方の組合の組合員若しくは私学共済制度の加入者又は厚生年金保険の被保険者となつたとき。

五 特例継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出たとき。

8 | 7 | 第百条の二の規定は、特例継続組合員については、適用しない。
第一項、第二項及び第六項第五号の申出の手続に関し必要な事項は政令で定める。

(健康保険法等との関係)

第十三条の四 特例継続組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員である者を除く。次項において同じ。）は、健康保険法第二百条の規定の適用については、同条第一項に規定する共済組合の組合員でないものとみなす。

2 | 特例継続組合員は、国民健康保険法第六条の規定の適用については、同条第三号に規定する国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員でないものとみなす。

(定年等による退職をした者に係る退職共済年金の特例)

第十三条の五 昭和五十六年法律第七十七号の公布の日において現に組合員であつた者で、その者に係る定年退職日まで引き続いて組合員であつたものが、定年等による退職をした場合において、その者が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であるものであるときは、第七十六条及び附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、組合員期間等が二十五年以上である者であるものとみなす。

(退職共済年金の受給資格の特例)

第十三条の六 次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間のうち特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者が退職共済年金の受給権者でないとき。

(自衛官以外の隊員等に関する特例)

第十三条の七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員（自衛官を除く。）については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定

の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七条附則第三条」とあるのは「自衛隊法第四十四条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十八条号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八条号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の四（昭和五十六年法律第七十八条号附則第五条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の五（昭和五十六年法律第七十七号）において準用する場合を含む。）」とあるのは「自衛隊法第四十四条の五（昭和五十六年法律第七十七号）において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の五（昭和五十六年法律第七十七号）において準用する場合を含む。）」とあるのは「昭和五十六年法律第七十八条号」として、これらの規定を適用する。

2 裁判所職員臨時措置法の適用を受ける裁判所職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法第八十一条の二第一項」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の二第一項」と、「国家公務員法第八十一条の三」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の三」と、「国家公務員法第八十一条の四」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十一条の四」として、同項の規定を適用する。

3 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは「国会職員法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第四十号。以下「昭和五十九年法律第四十号」という。）」とあるのは「国会職員法の一部を改正する

「という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十九年法律第四十号）第十五条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十九年法律第四十号附則第二項の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十九年法律第四十号）と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは、「国会職員法第十五条の二第一項又は昭和五十九年法律第四十号附則第二項」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「国会職員法第十五条の四（昭和五十九年法律第四十号附則第八項において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは、「昭和五十九年法律第四十号」として、これらの規定を適用する。

（政令への委任）

第十三条の八 附則第十三条の三から前条までに定めるもののほか、特例継続組合員に係る長期給付及び長期給付に要する費用の負担についてこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他特例継続組合員に対するこの法律又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金である給付の額の改定の特例)

第十三条の九 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金である給付（第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定（附則第十二条の四の三第一項及び第三項、第十二条の七の二第二項、第十二条の七の三第二項及び第四項並びに第十二条の八第三項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその金額が算定されたものに限る。）の受給権を有する者について、第七十二条の三から第七十二条の六までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第七十七条第一項及び第二項、第八十二条第一項及び第二項、第八十九条第一項から第三項まで並びに附則第十二条の四の二第二項第二号及び第三項の規定により算定した金額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により算定した金額（以下この条において「前年度額」という。）に満たないこととなるときは、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2) 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六までにおいて適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変

動率を上回る場合 物価変動率

3 | 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の四（第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

4 | 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第七十二条の五（第七十二条の六において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

一 | 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合 名目手取り賃金変動率

二 | 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5 | 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第七十二条の六の規定による再評価率の改定により、当該年度額が前年度額に物価変動率を乗じて得た金額に満たないこととなるときは、当該金額を当該年度額とする。

（標準報酬の月額等が改定され、又は決定された者に対する長期給付の支給要件等の特例）

第十三条の九の二 第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の

二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（離婚時みなし組合員期間を除く。）」とする。

（被扶養配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第十三条の九の三 第九十三条の十四第一項の規定の適用については、当分の間、「第七十七条第一項及び第二項」とあるのは「第七十七条第一項から第三項まで」と、「改定又は」とあるのは「特定期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間（特定期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間）及び改定又は」とする。

第十三条の九の四 第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、及び決定された者に対する長期給付について、附則第十二条の三第二号、第十二条の四の二第二項第一号、第十二条の四の三第一項及び第十三条の十第一項の規定を適用する場合においては、「組合員期間」とあるのは、「組合員期間（被扶養配偶者みなし組合員期間を除く。）」とする。

第十三条の九の五 国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る組合員期間についての第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の改定及び決定並びに長期給付の額の算定及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第十三条の十 当分の間、組合員期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、組合員期間等が二十五年未満である者は、脱退一時金の請求をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国内に住所を有するとき。
二 障害共済年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるとき。

三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）から起算して二年を経過しているとき。

四 この法律による年金である給付に相当する給付を行うことを目的とする外国の法令の適用を受ける者又は当該外国の法令の適用を受けたことがある者であつて政令で定めるものであるとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、その者の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を、当該組合員期間の月数で除して得た金額に支給率を乗じて得た金額とする。

4 前項の支給率は、最終月（最後に組合員の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月における、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額に対する掛け金の割合（長期給付に係るものに限り、最終月が一月から八月ま

でに属する場合は前々年十月における当該割合とする。)に次の表の上欄に定める組合員期間の区分に応じ同表の下欄に定める数を乗じて得た率とし、その率に少数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

六月以上一二月未満				六
一二月以上一八月未満				一一
一八月以上二四月未満				一八
二四月以上三〇月未満				二四
三〇月以上三六月未満				三〇
三六月以上				三六

5| 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

6| 脱退一時金について第四十九条及び第五十条の規定を適用する場合には、第四十九条中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは脱退一時金」と、第五十条中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び脱退一時金並びに」と読み替えるものとする。

7| 脱退一時金は、第四十一条、第四十七条第一項、第一百六条、第一百十五条第一項及び第一百十八条の規定の適用については、长期給付とみなす。

(長期給付に関する経過措置)

第十四条 長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

(長期給付に関する経過措置)

第十四条 附則第十二条の二から前条までその他のこの附則に定めるものほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に関して

必要な事項は、別に法律で定める。

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2(4) (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第二に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6(10) (略)

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2(4) (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6(10) (略)

(日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合に係る組合員期間を有する者に支給する長期給付の特例)

第二十条 当分の間、組合員期間の一部が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間である者に支給する長期給付に対する第七十七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「平成八年改正前共済法」という。）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除算した期間）の」と、同項第二号、第八十二条第一項第二号及び第二項、第八十七条の七第二号、第八十九条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに附則第十二条の四の二第二

三項の規定の適用については、これらの規定中「組合員期間の」とあるのは「組合員期間（平成八年改正前共済法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員であつた期間を除算した期間）」とする。

2 平成二年四月一日前に退職した者に退職共済年金を支給する場合における前項の規定の適用については、同項中「日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合」とあるのは、「日本鉄道共済組合」とする。°

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年

金保険者拠出金並びに」と、第九十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」とあるのは、「基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第三号中「及び長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金）とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付に要する費用並びに長期給付（基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金）と、第二百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第二十条　（略）

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十条の二　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項 第八条第一 （）	各省各庁の長」という。 （略）
又は郵政会社等（附則第一）	各省各庁の長」という。 （略）

（病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特例）

第二十条の二　（略）

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十条の三　（略）

2・3　（略）

4　第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役職員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

項 第八条第一 （）	各省各庁の長」という。 （略）
又は郵政会社等（附則第一）	各省各庁の長」という。 （略）

第九十九条	第四項	第九十九条	第三項	第九十九条	第一項	第九十九条	(略)	
負担する	立病院機構	若しくは独立行政法人国	を除く。) を含む	(略)	を除く。) を含み	(略)	(略)	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み
負担し、郵政会社等は政令	機構 便貯金・簡易生命保険管理 構若しくは独立行政法人郵	、独立行政法人国立病院機 構若しくは独立行政法人郵	のを除く。) を含む	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含む	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み	十一条の二第二項に規定する 郵政会社等をいう。以下附 則第十四条の三までにおい て同じ。) が当該郵政会社 等を代表する者として財務 大臣に届け出た者（以下「 郵政会社等を代表する者」 という。）

第九十九条	第四項	第九十九条	第三項	第九十九条	第一項第一号	第九十九条	(略)	
負担金及び国	負担する	立病院機構	若しくは独立行政法人国	(略)	を除く。) を含み	(略)	(略)	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み
負担金及び国又は郵政会社	で定めるところにより郵政 会社等が負担することとな る金額を負担する	負担し、郵政会社等は政令	機構 便貯金・簡易生命保険管理 構若しくは独立行政法人郵	、独立行政法人国立病院機 構若しくは独立行政法人郵	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み	並びに附則第二十条の二第 四項において読み替えて適 用する第五項の規定による 郵政会社等の負担に係るも のを除く。) を含み	十一条の三第二項に規定する 郵政会社等をいう。以下附 則第十四条の三までにおい て同じ。) が当該郵政会社 等を代表する者として財務 大臣に届け出た者（以下「 郵政会社等を代表する者」 という。）

									第五項
(略)	第一百三十条	(略)			第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	(略)		で定めるところにより郵政会社等が負担することとなる金額を負担する
(略)	第二十五条	(略)		又は特定独立行政法人	掛金	(略)	(略)		会社等が負担することとなる金額を負担する

									第五項
(略)	第一百三十条	(略)			第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	第一百二十二条 第一百二十二条 第二项	(略)		第一号まで及び第四号
(略)	第二十五条	(略)		又は特定独立行政法人	掛金	(略)	(略)		第二号までの規定中「国」の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国」の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号

(日本郵政共済組合の登記)

第二十条の三 (略)

2 (略)

(運営審議会の委員の数の特例等)

第二十条の四 (略)

(日本郵政共済組合の登記)

第二十条の四 (略)

2 (略)

第二十条の五 (略)

(運営審議会の委員の数の特例等)

2 (略)

(事務に要する費用の補助)

第二十条の五 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第九十九条第五項に規定する費用の一部を補助することができる。

(事務に要する費用の補助)

第二十条の六 国は、予算の範囲内において、日本郵政共済組合に対し、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第九十九条第四項に規定する費用の一部を補助することができる。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の六 郵政会社等（附則第二十条の一第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。

(組合員の範囲の特例等)

第二十条の七 郵政会社等（附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。以下同じ。）とそれぞれ業務、資本、人的構成その他について密接な関係を有するものとして政令で定める要件に該当する法人であつて財務大臣の承認を受けたものに使用される者（当該法人の常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち職員に相当する者として日本郵政共済組合の運営規則で定める者は、日本郵政共済組合を組織する郵政会社等役職員とみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。

2 附則第二十条の二第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

2 附則第二十条の三第三項の規定は、財務大臣が前項の規定による承認をしようとする場合について準用する。

3 (略)

(適用法人に対する法律の規定の適用の特例)

第二十条の七 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人（以下「適用法人」という。）の役職員（非常勤の者を除く。）は、附則第二十条の二第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。

2 (略)

3 適用法人は、第六章（附則第二十条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の八 日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金等又は負担金の納付を督促しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金等又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金等若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金等又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛金等又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金等又は負担金の額は、その納付のあつた

(適用法人に対する法律の規定の適用の特例)

第二十条の八 前条第一項の規定によりこの法律の規定を適用するものとされた財務大臣の承認を受けた法人（以下「適用法人」という。）の役職員（非常勤の者を除く。）は、附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用については、郵政会社等の役職員とみなす。

2 (略)

3 適用法人は、第六章（附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、郵政会社等とみなす。

(組合員等に対する督促及び延滞金の徴収)

第二十条の九 日本郵政共済組合は、掛金又は負担金を滞納した組合員又は郵政会社等若しくは適用法人に対し、期限を指定して、掛金又は負担金の納付を督促しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の規定によつて督促したときは、日本郵政共済組合は、掛金又は負担金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から掛金若しくは負担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金又は負担金の額が千円未満であるとき、又は延滞につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

5 前項の規定により延滞金を徴収した場合において、掛け金又は負担金の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金又は負担金の額は、その納付のあつた

つた掛金等又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金等又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金等若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徵収しない。

8 (略)

(滞納処分)

第二十条の九 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛金等又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(先取特権の順位)

第二十条の十 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徵収に関する通則)

第二十条の十一 掛金等、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税

掛金又は負担金の額を控除した金額による。

6 掛金又は負担金の額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

7 督促状に指定した期限までに掛金若しくは負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は、徵収しない。

8 (略)

(滞納処分)

第二十条の十 前条第一項の規定による督促を受けた組合員又は郵政会社等若しくは適用法人が、同項の規定により指定された期限までに掛け金又は負担金を完納しないときは、日本郵政共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は組合員若しくは郵政会社等若しくは適用法人の住所若しくは財産がある市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2・3 (略)

(先取特権の順位)

第二十条の十一 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徵収に関する通則)

第二十条の十二 掛金、負担金その他この法律の規定による日本郵政共済組合の徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徵

徴収の例により徴収する。

(政令への委任)

第二十条の十二 附則第二十条の二から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

取の例により徵収する。

(政令への委任)

第二十条の十三 附則第二十条の三から前条までに規定するもののほか、郵政会社等役職員、郵政会社等、日本郵政共済組合及び適用法人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則別表第一（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）

昭和五年七月一日以前に生まれた者	昭和七年七月二日から昭和九年七月一日まで	昭和七年七月二日から昭和七年七月一日まで	昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日まで	昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日まで
五十九歳	五十八歳	五十七歳	五十六歳	五十一歳
五十四歳	五十三歳	五十二歳	五十一歳	五十歳

附則別表第二（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）

	昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	昭和六十一年七月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日か	五十八歳	五十七歳	五十七歳	五十六歳
	四十八歳	四十七歳	四十七歳	四十六歳

ら昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで の間に退職した者又は昭和九年七月二日から 昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	四十九歳

附則別表第三（附則第十二条の九関係）

平成三年六月三十日以前に退職した者	平成四年七月一日から平成五年六月三十日まで の間に退職した者	平成五年七月一日から平成六年六月三十日まで の間に退職した者	平成六年六月三十日まで の間に退職した者
五十五歳	五十六歳	五十七歳	五十八歳

別表第二一（第七十一一条の一関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者 組合員であつた月が属する
次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に
掲げる率

昭和六十二年三月以前		一・二二二二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一	
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一	
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一	
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一	
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一	
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一	
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三	

平成七年四月から平成八年三月まで	○・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九七三
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者組 合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて 、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十二年三月以前	一・一三三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
昭和六十四年四月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一〇二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・一〇二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・一〇二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・一〇二
平成八年四月から平成九年三月まで	一・一〇二
平成九年四月から平成十年三月まで	一・一〇二
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・一〇二

平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九七七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六八
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九五五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九五二
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九五九
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七九
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九八二
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇三
平成二十五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成二十六年四月から平成七年三月まで	一・〇四三
平成二十七年四月から平成八年三月まで	一・〇七四
平成二十八年四月から平成九年三月まで	一・一二六
平成二十九年四月から平成十年三月まで	一・一九八
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三九
昭和六十四年四月から平成二年三月まで	一・二六〇
昭和六十五年四月から平成三年三月まで	一・二六〇
昭和六十六年四月から平成四年三月まで	一・二六〇
昭和六十七年四月から平成五年三月まで	一・二六〇
昭和六十八年四月から平成六年三月まで	一・二六〇
昭和六十九年四月から平成七年三月まで	一・二六〇
昭和七十一年四月から平成八年三月まで	一・二六〇
昭和七十二年四月以前	一・二六〇

三 昭和六年四月二日から昭七年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

四 昭和七年四月一日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者組
合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて
、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一八
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇七五
平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇五九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇八〇

五 昭和八年四月一日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者組

合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・九七五
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九五二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇

六 昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五五
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六一
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六八
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
昭和六十二年三月以前	〇・九八〇
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	〇・九八〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成三年三月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一

七 昭和十一年四月一日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十二年三月以前	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一

平成八年四月から平成九年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八六
平成八年四月から平成九年三月まで	平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七八
平成九年四月から平成十年三月まで	平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三
平成十年四月から平成十一年三月まで	平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六一
平成十四年四月から平成十五年三月まで	平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和六十二年三月以前	八 昭和十二年四月一日以後に生まれた者 組合員であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和六十二年三月以前	昭和六十二年三月以前	一・二九一
昭和六十三年四月から昭和六十三年三月まで	昭和六十三年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三八
平成元年十二月から平成三年三月まで	平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八
平成六年四月から平成七年三月まで	平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
〇・九九四	〇・九九四	

別表第二（第百二十四条の三関係）	
名 称	根拠法
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修セントラル法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
独立行政法人日本貿易保険所	独立行政法人日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十号）
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人産業技術総合研究所法（昭和二十五年法律第六十号）
独立行政法人日本貿易保険	独立行政法人日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十号）

別表第三（第百二十四条の三関係）	
名 称	根拠法
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人教員研修セントラル法（平成十二年法律第八十八号）
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）
独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）
独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）
独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）
独立行政法人日本貿易保険	独立行政法人日本貿易保険法（昭和二十五年法律第六十号）

研究所	独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十二号）
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十六号）
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）
独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）
独立行政法人物質・材料研究所	独立行政法人物質・材料研究所法（平成十一年法律第百七十三号）	独立行政法人物質・材料研究所法（平成十一年法律第百七十三号）
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）

研究所	独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人酒類総合研究機構法(平成十一年法律第二百三二号)	独立行政法人酒類総合研究機構法(平成十一年法律第百六十四号)
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)	独立行政法人酒類総合研究機構法(平成十一年法律第百六十六号)	独立行政法人酒類総合研究機構法(平成十一年法律第百六十七号)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十八号)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十九号)	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百七十号)
独立行政法人国立大学入試センター	独立行政法人国立大学入試センター法(平成十一年法律第百七十一号)	独立行政法人国立大学入試センター法(平成十一年法律第百七十二号)	独立行政法人国立大学入試センター法(平成十一年法律第百七十三号)
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百七十四号)	独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百七十五号)	独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第百七十六号)
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百七十七号)	独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百七十八号)	独立行政法人国立女性教育会館法(平成十一年法律第百七十九号)
独立行政法人国立国語研究所	独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第百八十号)	独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第百八十一号)	独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第百八十二号)
独立行政法人国立科学博物館	独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百八十三号)	独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百八十四号)	独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百八十五号)
独立行政法人人物質・材料研究所	独立行政法人人物質・材料研究所法(平成十一年法律第百八十六号)	独立行政法人人物質・材料研究所法(平成十一年法律第百八十七号)	独立行政法人人物質・材料研究所法(平成十一年法律第百八十八号)
独立行政法人防災科学技術研究所	独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百八十九号)	独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百九十号)	独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百九十一号)
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百九十二号)	独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百九十三号)	独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百九十四号)
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百九十五号)	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百九十六号)	独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百九十七号)

構	独立行政法人国立文化財機	独立行政法人國立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十八号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
独立行政法人水産総合研究所	独立行政法人水産総合研究所	独立行政法人水産総合研究所法（平成十一年法律第百九十九号）

独立行政法人国立文化財機構	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一 年法律第百七十八号）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法 （平成十一年法律第百八十一号）
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法 （平成十一年法律第百八十四号）
独立行政法人種苗管理センター	独立行政法人種苗管理センター法（平成十 一年法律第百八十九号）
独立行政法人家畜改良センター	独立行政法人家畜改良センター法（平成十 一年法律第百八十五号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校法（平成十一 年法律第百九十一号）
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	独立行政法人農業・食品産業技術総合 研究機構法（平成十一年法律第百九十 二号）
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農業生物資源研究所法（ 平成十一年法律第百九十三号）
独立行政法人農業環境技術研究所	独立行政法人農業環境技術研究所法（ 平成十一年法律第百九十四号）
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国際農林水産業研究セン ターア（平成十一年法律第百九十七号）
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人森林総合研究所法（平成 十一年法律第百九十八号）
独立行政法人水産総合研究所	独立行政法人水産総合研究センター法 （平成十一年法律第百九十九号）

独立行政法人工業所有権情報 報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館 法（平成十一年法律第二百一号）
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平成十一 年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一 年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境 研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法（ 平成十一年法律第二百七号）
独立行政法人海上技術安全 研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法（ 平成十一年法律第二百八号）
独立行政法人港湾空港技術 研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（ 平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究 所	独立行政法人電子航法研究所法（平成 十一年法律第二百十号）
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一 年法律第二百十三号）
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十 一年法律第二百十四号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一 年法律第二百十五号）
独立行政法人国立環境研究 所	独立行政法人国立環境研究所法（平成 十一年法律第二百十六号）
自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法（平成十一 年法律第二百十八号）

独立行政法人工業所有権情報 報・研修館	独立行政法人工業所有権情報・研修館 法（平成十一年法律第二百一号）
独立行政法人土木研究所	独立行政法人土木研究所法（平成十一 年法律第二百五号）
独立行政法人建築研究所	独立行政法人建築研究所法（平成十一 年法律第二百六号）
独立行政法人交通安全環境 研究所	独立行政法人交通安全環境研究所法（ 平成十一年法律第二百七号）
独立行政法人海上技術安全 研究所	独立行政法人海上技術安全研究所法（ 平成十一年法律第二百八号）
独立行政法人港湾空港技術 研究所	独立行政法人港湾空港技術研究所法（ 平成十一年法律第二百九号）
独立行政法人電子航法研究 所	独立行政法人電子航法研究所法（平成 十一年法律第二百十号）
独立行政法人航海訓練所	独立行政法人航海訓練所法（平成十一 年法律第二百十三号）
独立行政法人海技教育機構	独立行政法人海技教育機構法（平成十 一年法律第二百十四号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校法（平成十一 年法律第二百十五号）
独立行政法人国立環境研究 所	独立行政法人国立環境研究所法（平成 十一年法律第二百十六号）
自動車検査独立行政法人	自動車検査独立行政法人法（平成十一 年法律第二百十八号）